

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

——マウービン県ンガザーガユエッ村落区の事例から——

水野 明日香

1 研究史と課題の設定

19世紀半ば以降の英領下で、下ビルマのデルタ地帯は急速に開墾され、最盛期の1930年代には約300万トンを輸出する世界有数の米輸出地帯となった。しかしながらこの開発の過程で、デルタ地帯の耕地は農業従事者から非農業従事者、とりわけインド人金貸しカーストであるチェティヤーの手に渡った。下ビルマの主要な米作地帯13県において、全耕地面積に占める非農業従事者が所有する割合は1930年には32%であったが、大恐慌後の1937年には約50%の土地を所有し、この内の半分はチェティヤーが所有するようになった [Report of the Land and Agriculture Committee, Part II 1938: 37-39]。

非農業従事者による土地所有が増加した原因は、既存の研究では、主にデルタ地帯の開墾過程で自作農民が負債に陥ったことに求められている。開墾は「土地の奪い合い」(scramble for land) であり、「生存競争」(struggle for survival) であったとされる。上ビルマから無一文でやってきた貧しい農民は⁽¹⁾、トラ、象、毒蛇、マラリヤ、及びしばしば隣人と争いながら密林を切り開き、水田化した。しかし、開墾のための費用を負債に頼らざるをえなかったこと、質地集積を目論む金貸しによる過剰な融資などにより、自作農民は土地を失い、次第に小作人や農業労働者となっていった [Furnivall 1957 (3rd ed.): 55-59, 竹村 1976]。センサスによれば、1881年には自作農が農業従事者の71.2%を占

表1 下ビルマにおける農業従事者の階層構成の推移 (%)

	1881	1891	1911	1921	1931
不工作地主	2.5	1.3	2.4	1.9	2.0
自作農	71.2	61.9	41.3	34.5	22.7
小作人	8.0	15.3	21.3	23.2	23.1
農業労働者	18.2	21.5	35.0	40.4	52.1

[Government of India, Census, Burma Volume 各年版, [斎藤 2001: 159]より引用。]

めていたが、この割合は時代が下るに従い減少し、1931年には22.7%に過ぎなくなってしまった（表1参照）[Government of India, Census, Burma Volume 各年版, [斎藤 2001: 159]より引用]。一方で500エーカー以上の土地を所有する地主が現れ、稲作経営の大規模化が進展したとされる [Furnivall 1957 (3rd ed.): 59-60]⁽²⁾。

以上は植民地期ビルマのデルタ地帯の開発に関する、ファーニバルを代表とする通説的見解であり、いくつかの点については批判、修正されながらも、大枠は現在でも受け継がれている [斎藤 2001, Maung Tin 1966, Myanma sosherit ranzin pati patisiyounyei bahokomiti tanakyout (ミャンマー社会主義計画党中央委員会), Myanma le ya myei thamain (ミャンマー土地制度史) 1962, 現在のミャンマー人の認識を示すものとしては Ministry of Agriculture and Irrigation 2000: 580-581]。しかしながら、この説の最大の問題点は、デルタ開発による経済的機会に、ビルマ人農民も積極的に対応した点が過小評価されている点であった。これは、ファーニバル自身の叙述である「既に400エーカーの土地所有者もさらに450エーカーの土地を所有したくて金を借りた。下ビルマにおいては、負債は必ずしも貧しさのためではなく、富の象徴であった」[Furnivall 1957 (3rd ed.): 106]や、同時代人の植民地行政官であるクーパーによる、貯蔵庫を建設し、雨季の間の値上がりを期待して糀を貯蔵する投機的商売によって農民が土地を喪失している [Couper 1927: 8-9] といった現象の指摘を理解する妨げとなった。そのため、ファーニバル説に対する主

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者
要な批判的研究は、デルタ開発におけるビルマ人農民が果たした役割を評価す
ることであった⁽³⁾。これを最も体系的に展開したのは、アダスである。

アダスは、デルタ地帯の開発史に、時代的変遷、地域による差異を取り入れ
ることにより、先に指摘したファーニバル説の問題点を克服しようとした。す
なわち、「成長の初期段階 1852-1907」(the early phase of growth), 「変容の
時代 1908-30」(the decades of transition), 「社会的、経済的危機の時代 1931
-41」(the years of social and economic crises) の3つの時代区分である。
「成長の初期段階」である、イギリスが下ビルマを領有した1852年からアダス
がデルタのフロンティアが消失した年とする1907年の間は、開かれた経済機会、
生活水準の向上と言う意味で「発展の時代」であった。開発初期の段階での負
債は70%が1年内に返済可能であり、深刻な状況ではなかったとし、ここで
先にあげたファーニバルの「負債は富の象徴であった」という記述を引用する。
農民階層も高い流動性を持っており、各階層の境界は明確ではなく、20世紀最
初の10年は、100エーカー以上の地主はわずかであった。小作人は、自作農と
同じ程度の生活水準を維持しており、自作農への上昇も容易であった。そして、
この時代を「英領下の下ビルマにおけるライス・フロンティアの農業発展、社
会変化は、ヨーロッパ帝国主義の経済的影響に関して、広く一般的に抱かれて
いる想定の例外」と評価する[Adas 1974: 68-80, 209]。

アダスによれば、こうした時代に変容が訪れたのは、1907年前後にデルタ地
帯にフロンティアが消失して以降である⁽⁴⁾。農民負債は深刻化し、一年以内に
返済可能な人は、30%に減少した。自作農から地主層への土地移転が始まり、
非農業従事者がデルタに所有する農地面積は1906年には18%であったが、1929
年には31%にまで上昇した。社会的流動性も減少し、農業従事者が社会的に上
昇することが困難になっただけでなく、社会的グループ間の溝も深まった。小
作人が自作農になる機会も失われ、大部分の農業従事者は徐々に没落 (under-
mined) していった。こうして、1930年代に農民反乱が発生する危機の要因が

デルタ地帯に内在するようになった [Adas 1974: 127-129, 137-153]。そして「社会的、経済的危機の時代」については、農民反乱に分析の対象が移る。

アダスが提唱したデルタ開発の時期、地域差が見られたということは当然であり、研究者の共通認識となりつつある。しかし、「ビルマの事例は植民地経済下の発展の最良の事例」とする見解は、受け入れられていない⁽⁵⁾。アダスは、時代区分を強調するあまり、看過している事象があるのではないかという疑問である。例えば、農業従事者から非農業従事者の手への土地が渡っていることは、1880年代から植民地政府によっても問題視されることであった [Report of the Land and Agriculture Committee, Part II 1938: 43-44]。又、こうした疑問は、アダスの主張、時代区分が統計的な根拠に支えられたものではないことによっても増幅される。アダスが依拠した主な資料は、「地税査定報告書」(settlement report) であり、その中でも特に、本に例えるといわば序章に当たる、地税査定区域内の経済的概況についての記述部分である。これは重要且つ有益な同時代人の証言であり、筆者もこれを本論で資料として利用している。しかしこれは、地税査定官の認識であり、必ずしも統計に裏付けられたものではない上、査定官の資質やビルマ社会に対する理解には個人差がある。又、地税の査定はビルマの各地で10～15年間隔に行なわれたので、アダスはデルタ開発の時期的変遷、地域差を重視しているが、「地税査定報告書」は特定地域の時系列的变化を追うのに適した資料とは言い難い。本論では、デルタ中部のマウービン県を分析対象として扱うが、同県を例に取れば、地税査定は、英領期の第一回目の査定が1890年から1891年（当時はトングワ県の一部）、二回目が1905年から1906年、最後の査定は1925年から1928年に行なわれた。アダスが「変容の時代」の始まりとする1910年代に関する査定報告書はマウービン県に関しては存在しない。1930年以降も査定が行なわれていない。

近年、植民地期の社会経済史に関する目新しい業績は現れていないこともあり、アダス説の検討は行なわれていない。しかし、植民地時代に米の輸出は拡

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者大したが、イギリス人、インド人などの外国人が利潤を搾取したため、ビルマにおいては資本蓄積がなされなかったとする認識が、1962年から1988年まで採用されていた「ビルマ式社会主義」の土台となったこと [桐生 1975: 179-186]、現在も施行されている「土地国有化法」は、この時代に発生した土地問題を解決するために導入された法であることなど、植民地期は現代に直接つながる時代であり、この時期に関する社会経済史的変化、意義を検証することは重要である。

しかし、アダスの研究に限らず、統計が非常に限られているため、自作農民から非農業従事者への土地流失の程度、時期は必ずしも明確にされていない。しばしば引用されるのは、次の二つの統計である。一つは、1937年に農民各階層の状況、チェティヤーの差し押さえによる農民の土地喪失に関する調査のために組織された「土地・農業委員会」(Land and Agricultural committee)の報告書に挙げられている統計である。これは、1926年から1937年までの間の、耕地面積の所有者の属性別割合である。所有者の属性とは、農業従事者 (agriculturist) か、非農業従事者 (non-agriculturist) である [Report of the Land and Agriculture Committee, Part II 1938: 37-39]。冒頭に挙げたデルタの耕地の約半分をチェティヤーが所有するようになったという数字もこれに依拠している。もう一つは、これも先に引用したセンサスの職業統計によるものである。これは、農業 (agricultural occupations) という項目の中に含まれている、不耕作地主 (non cultivating owner)、自作農 (cultivating owners)、小作人 (tenant cultivators)、農業労働者 (agricultural labours) の人数の推移であり、自作農の没落を示すのに利用される統計である。

しかしながら、これらの統計には重要な問題がある。第一に、両統計がカバーする地域、時代に関する問題である。「土地、農業委員会」が挙げている統計は、1926年から1937年の間の下ビルマ、及び主要米作地帯13県に関するものである。一方、従来引用されているセンサス統計を集計した数値は、1881年から

1931年までの、下ビルマ全体に関するものである。「土地・農業委員会」の統計では1926年以前の農業従事者から非農業従事者への土地流出については、触れられていない⁽⁶⁾。又、センサスの統計は下ビルマ全体に関するものであり、タニンダーアといったデルタ以外の地域も含まれている。

第二に、センサスの職業統計の項目自体が「主たる生計を農業に依存する者」であるので、センサスの不耕作地主には主たる職業が土地所有でない者、すなわち金貸しや商人は含まれていない [Government of India, Census, Burma Volume 1931: 128-129]。つまり「土地・農業委員会」報告書の統計に挙げられている農業従事者 (agriculturist) とセンサスの自作農 (cultivating owner) は等値ではない。定義上の概念的では、「土地・農業委員会」報告書の農業従事者 (agriculturist) の中に、自作農 (cultivating owner) と不耕作地主 (non cultivating owner) が含まれることになる⁽⁷⁾。そのため、これらの統計を合わせて、自作農から不耕作地主への土地流出程度、時期について、全体的な傾向を読み取る以上のこととは、実は困難である。

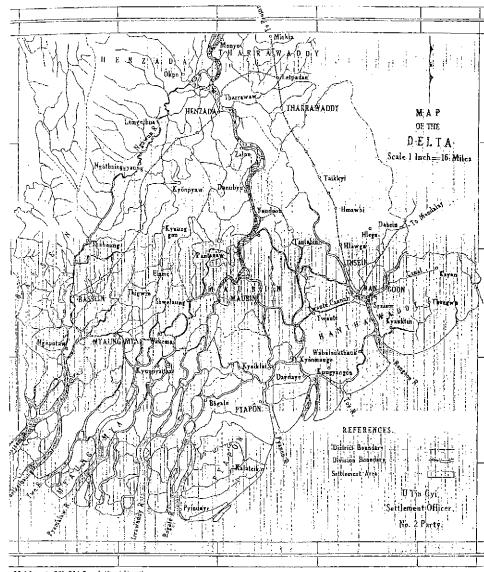
又、第一の問題点とも関連して、世界恐慌の影響が収束して以降から独立に至るまでの1940年代の土地制度史に関する研究は、統計が存在しないため、極めて乏しい。1941年には、日本軍が侵攻し、ビルマは1945年まで日本の占領下に置かれた。戦場となったビルマでは戦火が激しかった、牛や労働者が日本軍に徴用されて農作業に支障をきたしたなどの理由から、1943年の生産量は1941年の半分に減少した。又、輸出先が閉ざされたため、膨大な余剰米が出て、米価も暴落した [倉沢 2001: 134-136, Myanma le ya myei thamain (ミャンマー 土地制度史) 1962: 366-367]。このような変化が農村社会、土地制度に与えた影響としては、チェティヤーが帰国し、ビルマ人の地主も治安の悪化から暴動を恐れて都市へ移住したため「地主制」(文献中の用語で myeishin sannit) に陰りが見え始めたことなどが指摘されているが、この時期の変化については、具体的な検証はなされていない [Myanma le ya myei thamain (ミャンマー

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者
土地制度史) 1962: 380-384]。

以上のような先行研究から浮かび上がってくる課題は、農業者から非農業従事者への農地移転は、いつ頃から、どの程度発生したのか、小作人の状況はどうであったのか、といったことを断片的な記述資料からではなく、統計資料から明らかにすることである。これは、土地記録局 (Land Records Department) に保存されている記録から可能であるとし、ファーニバル自身が約70年前に課題としたが、まだ果たされていないことでもある [Furnivall 1957 (3rd ed.): 81]。しかしながら、こうした作業は、広範囲について可能なことではない。本論は、デルタ中部に位置するマウービン県の一村落を事例にとり、この課題に答えようとするものである。非常に限られた事例ではあるが、それは通説と一致しているのか、異なるのか。異なっているとすれば、なぜかを検討することによって、既存の研究に対して、新たな光を当てることを試みる。

2 マウービン県ンガヂーガユエッ村落区周辺の歴史、自然環境

分析対象とするンガヂーガユエッ村落区は、現在の行政区分では、エーヤーワディー管区、マウービン県、マウービン郡に属する。マウービン県は、東部は首都ヤンゴンがあるハンターワードィー県、インセイン県と接し、南東部はピャポン県、南西部はミャウンミャー県に、西部はパテイン県に隣れたエーヤーワディー・デルタの中心部に位置する米作県である (地図 1 参照)。1928 年の地税査定報告書において、マウービン県の景観は「ココヤシ、竹、マンゴーなどの果樹が植えられた屋敷地が点在する他は、平坦で辺り一面に水田が広がる」と描写されている。しかしながら、そのわずか約50年前、1879年当時は、「ヘビと魚と川の土手沿いのわずかな屋敷地を除いて、何もない沼地」であった [Report on the Second Revision Settlement of the Ma-ubin District of Lower Burma, Seaon 1925-28 1928: 2, 6-7 (以下マウービン県に関する地税査



図版1 エーヤーワディー・デルタ
[Settlement Report 1928]

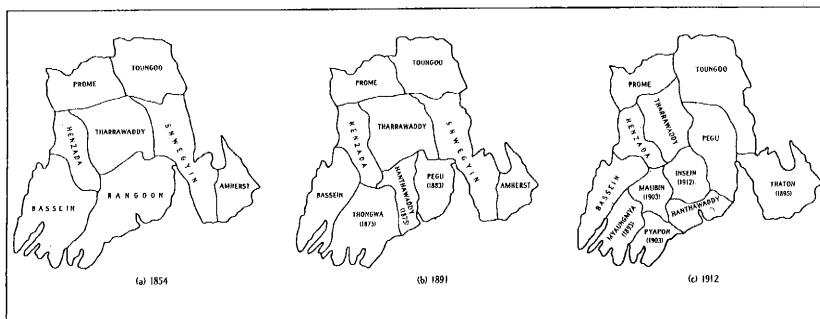
定報告書は単に Settlement Report と表記する)]。

エーヤーワディー川は、マウービン県の北部から県を縦断し、同県南部で二股に分岐、ミャウンミャー、ピヤーボン県で無数の小河川に拡散する。5月から10月の間に訪れる雨季には、エーヤーワディー・デルタは巨大な洪水に見舞われ、1884年に政府が堤防(embankment)を建設する以前、この地域一帯も8~10フィート水没した。エーヤーワディー・デルタの開発は、

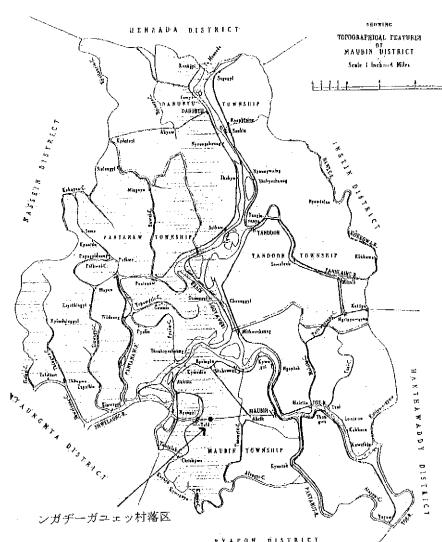
タイのチャオプラヤ・デルタと時代を同一とするが、エーヤーワディー川主流の最大流量は、チャオプラヤ川の10倍以上であり、年間に運ぶ土砂量は30倍近い。そのため、エーヤーワディー・デルタの開墾方法はチャオプラヤ・デルタと異なった。エーヤーワディー川は巨大な流量を排水するために、多くの分流が発達し、デルタには無数の自然河川が存在している。必要とされたのは、チャオプラヤ・デルタの場合のように運河の掘削ではなく、洪水を防ぐ輪中堤防の建設であった〔高谷 1985: 95〕。

1884年に建設されたマウービン堤防は、長さ74.75マイル(約120km)にも及び、下ビルマで行われた開発事業の中で、ヒンタダー県における堤防建設に次ぐ重要な事業であると目されている。これにより、106,827エーカーの未墾地が耕作可能となり、移民が大挙して押し寄せた [Settlement Report 1893: 11-12]。1881年には約14万人であったマウービン県の人口は、1890年には55%増の21万

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者



地図2 エーヤーワディー・デルタの行政区画の変遷
[Adas 1974: 9]



地図3 マウービン県
[Settlement Report 1928]

人に、1901年には約28万人に増加した。しかしながら、この移民の波も20世紀初頭には収束し、1901年から1911年の人口増加率は、9.6%にとどまった〔Settlement Report 1928: 14-15〕。

行政区画も、開墾の歴史とともに整備された。開墾が開始される1890年代まで、現在のマウービン県、ミャウンミャー県、ピャーポン県に当たる地域はトングワ県という一つの県に属していたが、1893年にミャウンミャー県が、1903年にピャーポン県、マウービ

ン県が分割され、現在の行政区画と一致する県が形成された（地図 2 参照）。又この時、マウービン県には、マウービン郡、パンタノー郡、ニャウンドン郡、ダヌーピュー郡の 4 つの郡が設けられた（地図 3 参照）[Settlement Report

東洋文化研究所紀要 第144冊

表2 マウービン県の主要作物別作付面積 1907: 1-2]。

作物	作付面積 (1918-1927年の平均)	百分率 (単位:acre)
稻	439,228	85.7%
メイズ	4,150	0.8%
その他穀類	20,976	4.1%
ゴマ	526	0.1%
落花生	2,934	0.6%
ココナッツ	219	0.0%
唐辛子	3,608	0.7%
砂糖キビ	219	0.0%
タバコ	5,651	1.1%
キンマの葉	432	0.1%
マメ類	791	0.2%
プランテーン	5,407	1.1%
タマネギ	324	0.1%
果樹	15,527	3.0%
その他食用作物	3,689	0.7%
その他非食用作物	9,064	1.8%
合計	512,745	100.0%

[Settlement Report 1928: 176-177]

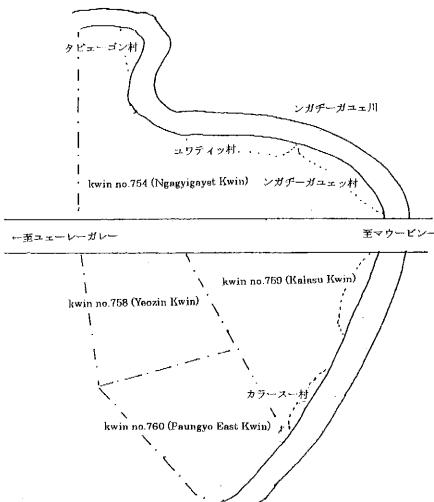
開墾により、マウービン県はその耕地の86%で稻作が行われる典型的なデルタの稻作单作地帯となった(表2参照)。県内で生産された米は、若干の自家消費米、種粒を除き全て販売され、ヤンゴンに送られた。交通、流通は県内を縦横無尽に流れる無数の河川を利用して行なわれた。ヤンゴンに至る河川の経路は複数存在するが、主要なものはマウービン市の北10マイルの所でエーヤーワディー川から分岐するトーカー川からヤンゴン市との対岸に位置するトワシテー運河に抜けるルートと、県北西部のニャウンドン郡で同じくエーヤーワディー川から分岐するパンフライン川を通るルートの二つであった。このルートをイギリス系資本の船舶会社、イラワディ・フロティラ会社(Irrawaddy Flotilla Co.)の船が毎日運行していた。マウービン-ヤンゴン間は、一日で往復する特急便も存在した。又、県内各地、ピャポン県、ミャウンミャー県などデルタの他の地域とも河川交通により密接に結ばれており、蒸気船、小型船が頻繁に往来していた。マウービン県には、米の大市場は存在せず、ヤンゴンに移送される米は、河川沿いの村々に集められ、そこから商人が荷車で積み出し地まで運送した[Settlement Report 1928: 3, 9-10]。本論が分析対象とするンガザーガユエッ村落区は、そのような積み出し基地の一つであるユエーレーガレー村に隣接する村落である。

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

ンガヂーガユエッ村落区は、マウービン市から7マイルほど西のエーヤーワディー川沿いにあるユーレーガレー町へ繋がる道路沿いに位置する。この道路は、県内に当時2本しか存在しなかった舗装道路のうちの一つである [Settlement Report 1928: 11]。

ンガヂーガユエッ村落区は行政村である。村落区 (village tract) とは、行政の末端単位であり、複数の村 (village), 小集落 (hamlet) が集まり形成されている。現在、同村落区には、ンガヂーガユエッ村、タピエーゴン村、ユワティッ村、カラースー村の4つの小集落が属している。これら4つの集落は、それぞれ小川 (ンガヂーガユエ川) 沿いに位置する。まず川の上流部にタピエーゴン村、ユワティッ村があり、道路をはさみ南側の川の下流部には、ンガヂーガユエッ村、カラースー村がある (地図4 参照)。

しかしながら、20世紀初頭に入ってからも、新開地のデルタ地帯では村、小集落は明確ではなかった。1912年に発行されたマウービン県地誌のB巻の前書きには、村、小集落を行政単位である町、村落区ごとに、センサスの結果を集計する作業に関して、県の役人の大半は、次の理由から反対していると書かれている。その理由は、居住単位は多くの場合センサスのための人工的な集団を示しているに過ぎず、センサス票に記載されている小集落の識別が困難であること、実際には小集落ではない船着場 (hlezeik), 手作り小屋 (lede), 小屋が集まつた場所 (tezu) などが記載されていることであった [Burma



地図4 ンガヂーガユエッ村落区
[クwin地図及びンガヂーガユエッ村
村落議長所蔵の地図より筆者作成]

Gazetter, Ma-Ubin District 1912: Notice to Second Edition]。

ンガヂーガユエッ村落区に関しても、英領期に作成された地図を見ると、開墾当初の小集落、村は、現在とは位置、名称が異なっていたことが分かる。まず村落区の境界となっている小川は現在はすべてンガヂーガユエッとされているが、1904-05年に作成された開墾初期の地図では、小川の下流部はウー・トー（人名）川とされ、現在のンガヂーガユエッ村の位置は、ウー・トー・チャウン村（チャウンは小川という意味）と記され、当時のンガヂーガユエッ村は、道路沿いの北側に点在する集落のみを指していた。又、現在のタピエーゴン村の位置には数件の家があることは記されているが、村とは見なされていない。ユワティック村の位置には何も記載されていない。道路沿い南側には、現在は村名としては残っていない集落は、ユエーオージンスー村とされている〔Kwin Map No.555 (Paung Yo Kwin), No.556 (Ngagyi Gayet Kwin)〕。1921-22年に作成された地図になると、小川の名前は全てンガヂーガユエッとなり、ウー・トートチャウン村も以前の地図でンガヂーガユエッ村とされていた場所と、さらに現在のユワティック村に相当する集落を併せて、ンガヂーガユエッ村とされた〔Kwin Map No.754 (Ngagyigayet Kwin), No.758 (Yeozin Kwin), No.759 (Kalasu Kwin), No.760 (Paungyo East Kwin)〕。つまり、現在のンガヂーガユエッ村落区に含まれる小集落は、デルタの開拓の過程で建設され、1910年代頃から徐々に小集落として認識されるようになったと言える。

本論で、マウービン県、ンガヂーガユエッ村落区を研究対象として選定した理由は、マウービン県がデルタの中心部に位置し、デルタの典型的な地域であること、又同県の1928年の地税査定は、当時唯一のビルマ人査定官であったウー・ティンナーが行なっており、その報告書は、その後の研究においてしばしば引用されているためである。マウービン県の中でも特にンガヂーガユエッ村落区を選定したのは、地税査定の際、堤防によって洪水の被害を被らず、優良な作物が安定して生産される地帯に分類されていること〔Settlement Report

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者
1928: 137-139]，又，同村落区に関しては，資料が比較的よく残存していて，且つ扱うのに手ごろな規模であること，筆者が訪れるための交通の便が良いためである。

3 資料

本論で依拠する主な資料は，土地課税台帳（Register of Holding, Register IA）である。これは，イギリス植民地政府が地税を徴収する目的で作成した台帳である。分析に入る前に，土地課税台帳の作成過程，記載内容を概観し，これを社会経済史研究の資料として利用する際の留意点について触れておきたい。

英領下における土地課税台帳の作成は，地税制度の導入とともに行われた。植民地化された当初の1826～70年代までは，イギリス植民地政府は，基本的にはビルマ王朝時代の地税徴収方式を継承し，地税制度，土地所有の改革は行わなかった。しかし1869年にスエズ運河が開通し，米の輸出が拡大すると，耕地は急速に拡大し，農民の土地に対する権利の明確化とそれに基づく地税制度の確立が必要とされるようになった。そこで1876年に「下ビルマ地税規則」（Lower Burma Land and Revenue Act of 1876）を制定し，下ビルマに統一的な地税制度を定めた。これと併せて，課税のために土地台帳の作成が必要となった〔Report on the Committee Appointed to Examine the Land Revenue System of Burma, Vol. I 1922: 41-44〕。以下，土地課税台帳がどのようにして作成され，維持されたのかみてみよう。

大本の土地課税台帳は，地租査定団によって，各県（district）を単位として行われた最初の地租査定事業（original settlement operation）の過程で作成された⁽⁸⁾。まず第一に測量が行なわれ，査定区域全体は平均的には1平方マイル程度の，クウィン（kwin）と呼ばれる単位に区切られた。クウィンとは，

川や石などの自然物を目印として区切られた土地単位であり、クウィンの境界が村落区の境界線とされ、一つの村落区には通常一続きの複数のクウィンが属した。土地課税台帳もクウィンごとに作成された [Furnivall 1957 (3rd ed.): 205-209]。

第二に、クウィンの中を地片 (field) ごとに区切り、一人の所有者が所有している一まとまりの土地を指す単位である「筆」 (holding) の境界を設定する作業が行われた。地片とは、畦 (kazin) に囲まれた実際の耕作の単位であり、筆とは、一人の人が所有する1から複数の地片からなる一つづきの土地である⁽⁹⁾。例えば、クウィン番号754、筆番号1は、10.26エーカーの土地であり、地図上で確認すると地片番号1～6、17～28、99～106の合計27個の地片から成っている⁽¹⁰⁾。又、筆は一人の土地所有者が複数の筆を所有する場合もあった [Furnivall 1957 (3rd ed.): 209-210]。

土地課税台帳の記載内容は、時代によって異なったが、残存している1929年以前の台帳は、33の小項目が設けられ、台帳作成前年度に関する1916年の台帳では作成年度についての一筆ごとの所有者名、筆面積、被課税額、及び小作、抵当があればそれらについて等が記載された。これらは台帳の名称のみ英語で併記されたが、その他は記載項目も含めて全てミャンマー語で記載された。1929年以降の台帳においては、形式が整えられ、台帳の各ページは、上段と下段の二つに区切られ、それぞれに各筆ごとのデータが記載されるようになっている。土地所有者が変化する毎に、以前の土地所有者名の下に名前が書き加えられるので、一冊の台帳で、特定の筆に関して長期間の変化を知ることができる。ンガザーガユエッ村落区に関するこの形式の土地台帳は、1929年から1953年まで使用されている。各筆のデータは、筆番号、土地保有形態 (tenure)、地税請求額が主であり、他には、①課税対象者として登録されている人名、②地位 (所有者もしくは土地利用権付質入れの債権者)、③課税対象者の種類 (農民又は在地非農民、非在住非農民)、④課税対象者の居住地、⑤地目、⑥

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者「筆」面積、⑦譲渡の内容、⑧被課税者および土地記録局の調査官（surveyor）のサイン、⑨検査官（inspecting officer）のサイン、⑩特記事項から成る10の項目が設けられた。これらの項目は、1ページおきに英語とミャンマー語で書かれ、内容はミャンマー語で記載された。

作成された土地課税台帳は、土地記録局によって行われる補足測量（supplementary survey）によって毎年更新されることになっていた。又、補足測量が行なわれなかつた年でも、調査官は各クウィンを最低でも年に一度は訪れ、土地所有者を確認し、土地課税台帳を更新することになっていた。土地譲渡の当事者も、土地譲渡の発生から60日以内に口頭又は文書で土地記録局の調査官（surveyor）に報告することが義務づけられていた。[Report on the Committee Appointed to Examine the Land Revenue System of Burma, Vol. I 1922: 46-48]。

それでは、分析に入る前に、土地台帳を社会経済史研究の資料として利用する際の留意点について触れておきたい。

第一に、土地課税台帳は、厳密には土地権利台帳ではない。当初、土地課税台帳は通称、権利証書（title deed）となることが意図され、土地権利台帳（record of rights）とよばれていた。しかし1885年には、イギリス植民地政府は土地課税台帳は法的効力を持たないという見解を表明し、台帳は土地課税台帳（Register of holding）と呼ばれるようになった [Report on the Committee Appointed to Examine the Land Revenue System of Burma, Vol. I 1922: 44-45]。つまり、土地課税台帳は、もっぱら地税を徴収する目的のために作成された台帳であった。第二に、台帳上の土地所有と実際の土地所有は、かけ離れている可能性がある。実際には、相続、譲渡が発生しても、届が出されず、台帳は変更されないこともあったと考えられるからである。特に、後に見るよう日本占領下にあった1940年代初頭は台帳の更新がほとんどなされていない。

しかし、耕作者も土地課税台帳を単なる地税徴収のための台帳と考えていたかどうかは不明である。例えば、夫婦別々又は兄弟の組み合わせを変えて記載したり、元から記載されていた被課税者の後に名前を加えたりする例なども見られるし、日本占領期のような特殊な時期を除き、土地所有者は相当頻繁に書き換えられている。又、既存の研究でしばしば引用されている、「土地・農業委員会」報告書の統計、査定報告書の中の土地所有に関する各種の統計は、全てこの土地課税台帳を基に作成されている。そのため、このような重要な留意点を考慮しても、資料として利用する価値があると筆者は考えている。又、これまで断りなく「土地所有者」という言葉を使用してきたが、厳密には被課税者である。しかし、以上の理由からこれを土地所有者と呼ぶ。

留意するべき第三の点は、土地所有者間の関係は、この資料からは不明であるという点である。例えば、上述の夫婦が別々に、もしくは兄弟が組み合わせを替えて記載されている例は、相続者についての記述などから読み取ることが可能な場合もあるが、不可能なことも多い。また土地課税台帳の記載が「筆ごとに行われているため、同じ名前の所有者が複数回登場することがしばしばある。しかしこれらが同一人物であるか判断することは難しい。本論では、土地の相続年、販売年などから明らかに同一人物である場合を除いては、別々の人物として扱った。さらに、これから派生する問題点として、本論での分析は、農業経営の基本単位である世帯ごとの土地所有分析ではなく、土地所有者個人の分析とならざるをえないという点も挙げられる。なぜなら、同じ世帯内でも、夫と妻がそれぞれ土地所有者として登録されている例も存在するからである。

これらは土地台帳を資料として利用する際の一般的問題点であるが、ンガデーガユエッ村落区に関する固有の問題点もある。デルタ地帯で最初の測量が行なわれた当時、クウィンの面積は広く、4～5平方マイルもあることがあった。そのため、1906年に出された「測量規則」(Survey Manual)において、クウィンを地税査定のためにより適した大きさである1平方マイルを超えない程度に、

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

再測量し分割することが指示された [Survey Manual for Land Records Office 1906: 6]。例えば、ンガヂーガユエッ村落区には、現在はクウィン番号754番、758番、759番、760番の4つのクウィンが属している。しかし、測量が行われた当初は村落区がまだ明確に形成されていなかったこともあり、隣村ユエーレーガレー村落区にもまたがる規模の大きな二つのクウィン、556番、557番が属していた。クウィンが現在の形に分割されたのは、1916年のことであった⁽¹¹⁾。556番が2分割されその東側が754番に、555番は5分割され東部の3つ、758番、759番、760番がンガヂーガユエッ村落区に属する耕地とされた。分割されたクウィンの西側は、ユエーレーガレー村落区に属することとなった〔クウィンの所属はマウービン県の土地記録局において筆者が確認〕。よって、1916年以前と以降で、分析対象とする範囲が変ってしまうという問題点がある。そして、土地台帳はクウィンごとに作成されたため、本論の分析単位は、正確にはンガヂーガユエッ村落区境界内の土地所有（1916年以前はユエーレーガレー村落区の一部も含む）である。ンガヂーガユエッ村落区内に居住する人物が、他のクウィンに土地を所有していても把握できない。又、土地課税台帳は毎年更新されることになっていたが、実際にはこれは行なわれなかつたようである。ンガヂーガユエッ村落区周辺に関して現存しているのは、1929年以前については、1894-95年、1903-04年、1916-17年に作成された台帳のみである。

これらは重要な欠陥であるが、19世紀末のまさにデルタの開墾期から独立までの60年にわたる分析を行なうとなると、やむを得ないとも言える。欠陥を念頭に置き、次節から土地課税台帳を資料として、具体的な分析に入りたい。

4 ンガヂーガユエッ村落区内の土地所有の変化

まず、1893年から1948年までのンガヂーガユエッ村落区内における土地所有規模の変化を概観し既存の研究との相違点を確認してみよう。

東洋文化研究所紀要 第144冊

表3 規模別土地所有面積

土地所有面積(acre)	1893			1902			1916					
	所有者数	土地所有面積合計	%	所有者数	土地所有面積合計	%	所有者数	土地所有面積合計	%			
0- 10	18	14%	140.82	5%	20	18%	108.56	4%	9	16%	59.97	4%
10- 20	36	28%	563.11	19%	33	30%	530.83	18%	10	18%	141.76	8%
20- 30	45	35%	1,013.32	34%	21	19%	482.03	16%	19	35%	413.01	25%
30- 40	16	13%	531.55	18%	16	15%	527.62	18%	7	13%	236.69	14%
40- 50	4	3%	174.05	6%	6	6%	265.46	9%	0	0%	0	0%
50- 60	5	4%	263.58	9%	7	6%	379.54	13%	1	2%	50.64	3%
60- 70	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	3	5%	198.93	12%
70- 80	0	0%	0	0%	1	1%	77.73	3%	1	2%	73.36	4%
80- 90	1	1%	85.34	3%	2	2%	169.44	6%	3	5%	242.46	14%
90-100	1	1%	92.94	3%	1	1%	91.95	3%	0	0%	0	0%
100-	1	1%	102.22	3%	2	2%	302.12	10%	2	4%	261.69	16%
合計	127	100%	2,966.93	100%	109	100%	2,935.28	100%	55	100%	1,678.54	100%
土地所有面積(acre)	1929			1939			1948					
	所有者数	土地所有面積合計	%	所有者数	土地所有面積合計	%	所有者数	土地所有面積合計	%			
0- 10	6	11%	34.74	2%	10	20%	63.58	4%	14	25%	80.74	5%
10- 20	13	25%	176.69	10%	13	27%	180.75	11%	15	27%	203.70	12%
20- 30	14	26%	307.68	18%	8	16%	178.78	10%	10	18%	221.05	13%
30- 40	8	15%	265.45	16%	3	6%	99.28	6%	3	5%	99.28	6%
40- 50	2	4%	82.97	5%	5	10%	211.16	12%	6	11%	256.86	15%
50- 60	2	4%	104.12	6%	2	4%	102.52	6%	2	4%	106.69	6%
60- 70	4	8%	271.06	16%	3	6%	193.82	11%	1	2%	64.17	4%
70- 80	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
80- 90	1	2%	85.68	5%	2	4%	165.77	10%	1	2%	85.68	5%
90-100	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	4%	188.86	11%
100-	3	6%	373.60	22%	3	6%	507.13	30%	2	4%	395.76	23%
合計	53	100%	1,701.99	100%	49	100%	1,702.79	100%	56	100%	1,702.79	100%

1916年については、資料に一部欠損があり、その部分については地図（クウィンマップ）の書き込みから補った。1929年以前の各年で、耕地面積の合計が一致しないのは、この時期までは台帳の更新ごとに、隣接する筆を同一人物が所有するようになった場合には筆の合併、逆に分割して販売、相続が行なわれた場合には筆の分割が行なわれ、筆番号が振りなおされた。その際に計算ミスが発生したためと考えられる。又、1916年に耕地面積の合計が大きく減少したのは、この年にクウィンの分割が行なわれ、シガザーガユエッ村落区の境界が変更されたためである。1929年から1939年の間に0.8acre 耕地が拡大したのは、1937年にそれまで課税対象となっていた耕地が課税対象とされ、台帳に加えられたためである。

[Akhundaw than nanbat sayin(課税台帳1), kwin no.555, 556, 1894-95, Nanbat thit akhundaw sayin(課税台帳1), kwin no.555, 556, 1903-04, Hmatpoun sayin saout 1(Register I), kwin no.754, 759, 760, 1916-17, Kwin Map 555, Register of Holdings (Register IA, U pain hmatpoun sayin), kwin no.754, 758, 759, 760]

1893年の水田耕地面積は2,966.93エーカー（約1,200ha）であり、1902年とはほぼ同じである。1884年に堤防が建設されてからわずか10年でこの地域の開墾が終了していたことが窺える（以下表3参照）。1893年、最も多くの者（35%, 45名）が所有していた規模は、20～30エーカー（8.94～12.14ha）であり、耕地

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者全体の34% (1013.32エーカー) がこの層に属した。約20エーカーは平均的な一筆の単位であり、このことは地図上でも確認できる。次いで所有者数が多い規模は、10~20エーカーであり、28% (36名) がこの層の土地、19% (563.11エーカー) を所有した。一方で、80エーカー以上の土地を所有する者も既に現れ始めていた [Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1894-95]。この内、隣村のユエーレーガレーに住み、80エーカーを所有するガ・モンラカウンという人物は、同村落区内で土地抵当権者としても台帳に記載されているので、金貸が土地を集積した可能性もある [Ibid: kwin no.555, 筆番号26 (以下、筆番号はHと略記し、クウェイン番号の後にハイフンでつなぐ), 556-H3, 12]。しかしながら、全体としては土地所有の大規模化、不平等化は進んでおらず、ジニ係数も0.31とクウェイン内の土地所有が比較的平等であったことを示している⁽¹²⁾。

しかし10年後の1902年には、早くも20~30エーカーの土地を所有する者は21名、所有者の19%に減少し、これらが所有する耕地も全体の16% (482.03エーカー) となった。かわって、50エーカー以上の大規模土地所有が増加し、13名 (12%) が、耕地が全体の35% (1020.78エーカー) となった [Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1903-04]。土地所有の大規模化と共に、不平等化も急激に進行し、ジニ係数は0.42と一気に0.11ポイントも増加した。大規模土地所有者の増加という傾向は、1905-06年に行なわれた地税査定報告書でも指摘されており、同様の傾向が県内の他地域でも見られた。当時、マウービン県の最大の土地所有者は、マウン・シェエワーとマウン・シェエジョーという名のニャウンドン郡に在住する商人であり、彼らは県内に2,521エーカーの土地を集積していた [Settlement Report 1907: 14]。

1916年には、先述したように、クウェインが再測量、分割され、ンガディーガユエッ村落区に属するクウェインの範囲が変更された。そのため全体の耕地面積は1,678.54エーカーと減少したので厳密な比較はできないが、この時期の変化

は、不平等化よりは大規模化であった。20エーカー以下の土地所有者及びこれらが所有する耕地面積は減少し19名（所有者の34%），耕地の12%（201.73エーカー）しか所有しなくなった一方で，再び20～30エーカーの所有者が35%（19名）と最も多くなり，耕地全体の25%（413.01エーカー）を所有した⁽¹³⁾。そのため，ジニ係数も0.43と1902年とわずかしか変らなかった。しかし50エーカー以上の土地所有者は全体の18%（10名）を占め，これらが所有する耕地は全体の49%（827.11エーカー）に増加した [Hmatpoun sayin saout 1 (Register I), kwin no.754, 759, 760, 1916-17]。1916年から1929年の間も土地所有の大規模化という傾向は続き，特に100エーカー以上の所有者が3名に増加し，耕地全体の22%（373エーカー）を所有するようになった。一方で20～30エーカーの土地を所有する者は26%（14名）に減少し，耕地全体の18%（307.68エーカー）を所有するに過ぎなくなった [Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), kwin no.754, 758, 759, 760]。ジニ係数も0.44とわずかではあるが上昇した。

クワイン内の土地所有が大規模化と共に不平等度も再び一気に高まったのは，1929年から1939年の間であった。20～30エーカーの土地を所有する者は16%（8名）と更に減少し，これらが所有する耕地も10%（178.78エーカー）となつた。又，20エーカー以下の土地所有者が増加し，全所有者の約半数となつたが，これらが所有する耕地は全体のわずか15%（244.33エーカー）であった。一方，50エーカー以上の土地所有者10名が，全耕地の約6割に当たる969.24エーカーを所有した。特に，100エーカー以上の土地所有者への土地集中が顕著となり，わずか3名が耕地の30%（507.13エーカー）を所有するようになった。全体の所有者数で見ても，1929年の54名から49名へと減少し，少数の者に土地が集中したことが分かる [loc. cit.]。ジニ係数も0.52に上昇した。

しかし，1939年から1948年の間には，これまでの大規模化する傾向とは逆に，50エーカー以上の土地所有者は8名へと若干減少し，これらが所有する耕地も

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

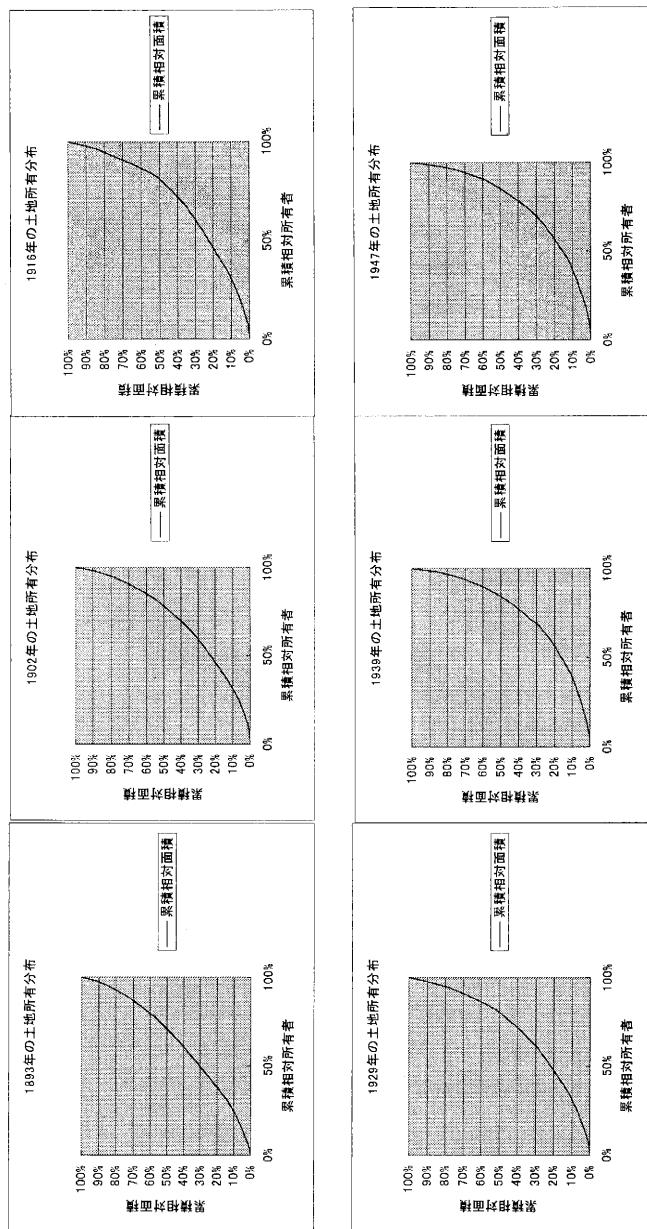
約5割（841.16エーカー）となった。又、100エーカー以上の土地所有者も2名となり、これらが所有する耕地も全体の23%（395.76エーカー）と大きく減少した [loc. cit.]。ただし、分割相続が行なわれ、10エーカー以下の小規模土地所有者が増加したことが、小規模土地所有者と大規模土地所有者の格差の拡大を招き、ジニ係数は0.54と若干不平等度は上昇した。

以上、開墾初期から独立直後の時代に当たる1893年から1948年の約60年間のンガザーガユエッ村落区内における土地所有規模の変化を概観してきた。要約すると次のことが言える。

第一に、開墾当初、土地所有は比較的平等であったといえ、多くの者が20～30エーカーの土地を所有し、土地所有の規模は小さくなかった。又、開墾からわずか10年以内に80エーカー以上の土地を所有する者も現れていた。

第二に、既存の研究で言われているように、土地は少数の大規模所有者に集中する傾向にあり、徐々に不平等度は高まつていった。この間、急激に不平等度が高まった時期は2回あった。まず第一回目は、開墾初期の1893年から1902年の間で、ローレンツ曲線の変化からもこの点は確認できる（図1参照）。森林の湿地帯を開墾した場合、森林を切り倒し、焼き払った後、まずサトウキビを栽培しながら完全に木の根がなくなるまで4～5年を待たねばならなかった。草地（*kaing grass*）であっても、開墾後、完全に土地生産性が高まるには3～4年かかると言われており [Settlement Report 1893: 5]、1893年とは開墾されてからまだ非常に間もない頃であった。この間の急激な不平等化の進行、土地所有の大規模化は、開墾の過程で土地を喪失する者が多数存在したことを物語っている。土地台帳でも、1893年には「水が深いので作付けせず」、「牛の病気の為、作付けせず」といった記述が見られる [Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1), kwin no.555, 1894-95: 555-H51, 76, 79, 80, 81]。特に牛の病気は深刻な問題であった。当時、まだ牛は下ビルマで産出されておらず、気候が大きく異なる上ビルマから移入していた。そのため牛の病気が頻出し、

図1 シカデー・ガユエッ村落の土地所有規模分布



[表4-1(2回)]

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

1890-91年に行なわれた地税査定調査によれば、土地を抵当に入れる理由の38%が牛の死亡や新しい役畜を購入するためであった [Settlement Report 1893 : 7, 31]。

土地所有の不平等度が急激に高まった二回目は、これまででも言われているように、世界恐慌を挟んだ1929年から1939年の間であった。

第三に、1939年から1948年の間の土地所有の変化については、既存の研究では触れられていないが、大規模土地所有は若干減少した。これは開墾以降、初めての現象であった。

以上のような変化は既存の研究で言われている「自作農民の没落過程」に対応する変化であったのだろうか。この点を確認するために土地所有者の職業の変化について見てみよう。1929年以前の土地台帳では、所有者の名前の隣に、レーダマー（農民。「レー」は水田、「ダマー」は名詞の後に付き、名詞の仕事を從事する人を意味する）、コウンダー（商人）、その他が記載されている。但しこれは全員記載されているわけではない上、これらの定義、分類の基準は不明である。1929年以降の台帳では、土地所有者の種類（description）という欄が設けられ、土地所有者は全員、農業從事者（agriculturalist）、在住非農業從事者（residential non agriculturalist）、不在非農業從事者（non residential non agriculturalist）の3種類に分類された⁽¹⁴⁾。レーダマー（農民）は、農業從事者（agriculturalist）に相当する。これらとセンサスの分類定義の関係を再度確認すると、レーダマーと農業從事者には自作と耕地を小作に出す者が含まれているので、センサスの分類定義の、自作農（cultivating owners）と不耕作地主（non cultivating owner）を含む概念である。商人、在住非農業從事者、不在非農業從事者は非農業從事者であるので、既存の研究で挙げられているセンサスを元にした農業從事者の階層構成には含まれていない。

1893年は、所有者127名中8割はレーダマー（農民）でありこれらが耕地の76%，2,248.1エーカーの土地を所有していた（表4参照）。職業が金貸と記載

表4 土地所有者の職業構成

	1893 小作に出す レーダマー (農業従事者)	人数	面積 (acre)	1902 小作に出す レーダマー (農業従事者)	人数	面積 (acre)	1916 小作に出す レーダマー (農業従事者)	人数	面積 (acre)
自作農	48	38%	1,202.10	41%	32%	949.40	30%	917.78	31%
自小作	53	42%	2%	2%	96.57	3%	28%	495.93	17%
商人	2	2%	5%	5%	5%	1%	1%	52.24	2%
金貸し	8	6%	139.45	5%	37	34%	1,459.33	50%	商人
セーダマー	6	5%	248.26	8%	2	2%	40.22	1%	職業判明者
不明	8	6%	290.93	10%					不明
全体会計	127	100%	2,966.93	100%	全体会計	109	100%	2,935.28	100%
農業従事者	1929	人數	面積 (acre)	1939	人數	面積 (acre)	1949	人數	面積 (acre)
在住非農業者	29	55%	638.84	38%	農業従事者	11	22%	145.25	9%
非在住農業者	12	23%	639.24	38%	在住非農業者	14	29%	666.88	39%
非在住農業者	12	23%	423.91	25%	非在住農業者	24	49%	890.66	52%
全体会計	53	100%	1,701.99	100%	全体会計	49	100%	1,702.79	100%

[表3と同じ]

された者は6名で合計248.26

エーカー、商人も8名で139.45

エーカーを所有するのみであつた。しかし、レーダマーの中でも自作は約5割であり、残りの者は自らの耕地を小作に出售しており、耕地面積で見ると自作地を上回っていた。職業不明者の中にも土地を小作に出している者が存在し、自ら耕作を行っていない者を全て不耕作地主 (non cultivating owner) とすると、ンガヂーガユエッ村落区内の土地所有者の約半数は不耕作地主であった [Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1894-95]。

さらに、わずか10年後の1902年には商人が急増し、土地所有者109名中、商人が37名、レーダマーは72名となつた。人数の上では未だレーダマーの方が多かったが、所有面積はほぼ同量になり、レーダマーが所有する耕地は

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における上地所有者

1,465.95エーカー、商人は1,469.33エーカーとなった。この点からも、先に見たように開墾後初期の10年に変化が大きかったことが確認される。又、レーダマーの中でも自作農は30名（全土地所有者の3割弱）のみとなり、彼らが耕作する耕地は全体のわずか17%となった。耕地を小作に出しているレーダマーと商人の合計を不耕作地主とすると、その数は全所有者の72%にのぼった [Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1903-04]。1916年には一旦、レーダマーの土地所有面積が商人の所有面積を上回ったが、自作農の割合はさらに減少した [Hmatpoun sayin saout 1 (Register I), kwin no.754, 759, 760, 1916-17]。1929年には農業従事者29名が所有する面積の合計が638.89エーカーであったのに対し、非農業従事者24名が1,063.2エーカーを所有するようになった [Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), kwin no.754, 758, 759, 760]。1929年の農業従事者には、自作と耕地を小作に出している者の両方が含まれているが、1929年に関する小作台帳は存在しないので、それぞれの正確な人数は不明である。しかし、現存する1933年のクワイン番号758, 759に関する小作台帳と照合すると、この2つのクワイインで農業従事者として登録されている所有者7名中、6名が耕地を全て小作に出していた [Statistical Register of Tenants, kwin no.758, 759, 1933-34]。農業従事者の中でも自作農はごく少数であったと考えられる。

しかし、急激に変化したのは、やはり1929年から1939年の間であった。1939年には、農業従事者は土地所有者のわずか22%（11名）となり、137.25エーカー（耕地全体のわずか8%）を所有するにすぎなくなった。他方、非農業従事者が全所有者の78%（38名）に及び、耕地の大半を所有するようになった。これは、特にチェティヤによる土地所有が増加したためであり、この点は既存の研究と一致する。1929年、土地所有者として記載されているチェティヤは2名で、その所有面積も58.37エーカーに過ぎなかったが、1939年には11名に増加し、耕地全体の約1/3に相当する496.72エーカーを所有するようになった。

内、ヤンゴンに本店があり、隣村のユエーレーガレー村に支店を持つチエティヤー銀行 (The Bank of Chittee) が250エーカーを所有した [Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), kwin no. 754, 758, 759, 760]。

以上から言えることは、ンガヂーガユエッ村落区では20世紀初頭の時点で既に、不耕作地主及び非農業従事者による土地所有が極めて多かったことである。このようなンガヂーガユエッ村は県内外の他地域と比較すると、どのように位置付けられるだろうか。そして、それにはいかなる要因が考えられるだろうか。1929年以前については、耕地所有に占める非農業従事者の割合を示すまとまったデータは存在しないが、地税査定報告書に挙げられている土地記録局の統計からの集計及び「地税行政年次報告」によると、マウービン県における非農業従事者の土地所有面積は、1905年で耕地全体の25%，1928年で28%程度であった [Settlement Report 1928: 60]⁽¹⁵⁾。又、1928年については、「土地・農業委員会」が挙げる数値が利用可能となるのでこれと比較すると、下ビルマ主要米作地帯13県の耕地に占める非農業従事者が所有する割合も約28%であり、マウービン県の割合と同程度であった [Report of the Land and Agriculture Committee, Part II 1938: 38]。これに対し、ンガヂーガユエッ村落区内の耕地に占める非農業従事者（商人）が所有する割合は、上述のように1902年は50%，1929年は63%と、県内外の他地域より倍近く高かった。

この理由は、耕地の立地条件、開墾の歴史により、同じ県内、デルタ内でも地域差が存在したためと考えられる。地域差を見るための指標として、耕作地に占める小作地比率と地価について検討してみよう。小作地比率、地価の高さは非農業従事者による土地所有の多さを間接的に示すと考えられるからである。表5は小作地比率、地価について地税算定区 (assessment tract) ごとに、地価が低い順に並べたものである。地税算定区とは、地税を査定するために、地味、作物価格、マウービン県では特に洪水の影響を被る地域か、堤防により洪

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

表5 マウーピン県内の地税算定区ごとの小作地比率と地価（1925-28年）

地税算定区	郡	地税算定区の概況	小作料 (Rs/acre)	小作地比率	地価 (Rs/acre)
12	P	部分的に洪水が防がれている地区	11.62	22%	41.28
3	D	洪水を被り生産が不安定な地区	15.07	41%	43.48
16	M,Y	堤防がなく生産が不安定な地区	13.49	13%	50.44
14	P	洪水が全く防がれていない地区	14.20	24%	53.56
10	P	部分的に洪水が防がれている地区	8.81	26%	56.73
2	P,D	部分的に畠地	19.69	49%	75.56
7	Y,D	堤防がなく生産が不安定な地区	24.21	41%	81.02
8	Y	パンライン川北部川沿い地区	26.23	32%	94.18
1	D	畠地	20.52	70%	99.39
4	D	部分的に洪水が防がれている地区	22.88	58%	104.94
19	M	洪水を被る地区	28.27	44%	130.30
13	P	耕作者が建設した堤防地区	23.19	45%	138.71
11	P	陸稲栽培地区	24.69	57%	139.02
20	M	感潮地区	29.14	64%	163.68
17	M	部分的に軽度に洪水を被る地区	26.30	83%	177.52
18	M	一部感潮地区	25.51	77%	199.74
9	Y	政府建設の堤防地区	31.39	44%	206.30
6	Y	耕作者が建設した堤防地区	31.87	42%	212.10
15	M	政府建設の堤防地区	32.84	72%	223.13
5	D	政府建設の堤防地区	32.25	58%	261.12
平均			29.25	48%	127.61

Pはパンタノー郡、Dはダヌーピュー郡、Yはニャウンドン郡、Mはマウーピン郡の略。

地税算定区の概況[Settlement Report 1928:106-151]、小作料は一等地(R.I)のもの[ibid.:63]、小作率については[ibid. 62]、地価は[ibid.184-185]。

水が防がれ生産が安定している地域かを重視して、地税査定官が区分した単位である。この表からは、デルタの同一県内でも生産の安定性により、小作地比率、地価には大きな幅が見られたことが読み取れる。洪水の被害を被り、生産の安定していない算定区は、地価、小作地比率、ともに低かった。地価が1エーカー当たり200ルピーを超える高額な3つの区は、政府が建設した堤防によって洪水の被害から保護された地域であった。ンガザガユエッ村落区が位置し、政府が建設した堤防により洪水の被害から保護されている第15算定区は、地価は他の政府が建設した堤防地区と同程度であったが（第9、5算定区）、小作率は耕地面積の72%と他より高かった [Settlement Report 1928: 106-151, 62, 184-185]。この背景にはデルタ開墾の歴史の違いが存在すると考えられる。ダ

ヌーピュー郡、ニャウンドン郡は、デルタでも比較的古くから開発が進み、不耕作地主による大土地所有が発生しなかったとされるデルタ上部のヒンダダ県、ターヤーワディー県と隣接している。第5算定区の堤防は、まだビルマ王朝下にあった17世紀末から18世紀初頭には既に存在した村道を英政府が堤防に作り変えたものであった [Ibid: 39]。他方、小作率が高いのは県南部の1880年以降に開墾されたマウービン郡であった。マウービン郡の生産が比較的安定している第17、18算定区では、小作率はそれぞれ83%，77%と非常に高かった [Ibid: 62]。

以上から、ンガザーガユエッ村落区の非農業従事者による土地所有の割合が高かったのは、19世紀末に開墾され、生産が安定した地域であったからであると推測される。同村落区は同様な条件の地域の中では平均的であった。「土地・農業委員会」が挙げる数値と比べても、ンガザーガユエッ村落区において非農業従事者が所有する耕地の割合が高かったことについても同様の推測が成り立つ。主要米作地帯13県には、比較的古くから開発が進んだ上部デルタやデルタ外のタニンダーイ地方の諸県が含まれているため、全体の数値はデルタの中心部より低くなっていると考えられる。

こうしたンガザーガユエッ村落区の事例からは、センサスに基づいて下ビルマ全体について集計した「農民階層構成の推移」に対しても、二つの理由から疑問を提示しうる。すなわちデルタの中部、南部の地域ではもっと早い時代から、自作農の割合は低かったという疑問である。既存の研究では、自作農の割合はデルタ開墾当初の1881年には7割を占めていたのが、1891年には61.9%，1911年には41.3%，1931年には22.7%と時代が下るに連れ、徐々に減少したとされている [例えば、斎藤 2001: 158-159]。一つ目の理由は、上述したようにデルタの自然条件、開発の歴史は一様ではないからである。下ビルマ全体としてはセンサスの集計に見られるような傾向にあったのかもしれないが、これまでこの数値が極めて多様な地域の集計であることに必ずしも明確に注意が払わ

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者
れていなかった可能性があるので、敢えてここで指摘する。なお、ンガヂーガ
ユエッ村は、1905年の査定報告書によれば105世帯人口624人の村であったが
[Settlement Report 1907: 40]、1902年の土地台帳に記載されている土地所有者
者で同村落区に居住しているとされた者はわずか15名であった。1916年の土地
台帳において、同村落区に居住するとされたのは、8名であったが、1911年の
センサスでは、ンガヂーガユエッ村は143世帯666人であった [Burma
Gazetter, Ma-Ubin District, Volume B 1912: 36]。非農家世帯も存在したで
あろうし、ンガヂーガユエッ村落区の住民が他のクウィンに土地を所有してい
たことを考慮しても、世帯数に比して土地所有者数は著しく少ない。センサス
を元にした下ビルマ全体の統計より、同村落区内の小作世帯、農業労働者世帯
の割合ははるかに高かったと考えられる。

二つ目の理由は、センサスの職業統計の項目は「主たる生計を農業に依存す
る者」であるため [Government of India, Census, Burma Volume 1931: 128-
129]、耕地の相当量を所有した商人、金貸しなどの非農業従事者が統計には含
まれていない。これらも地主に含めると、自作の割合はもっと低くなるからで
ある。しかしながら問題は、農業従事者と非農業従事者の区分は必ずしも明確
ではなかった点である。例えば、同一人物の職業が、更新された土地課税台帳
毎に異なって記載された例も見られた。1893年にレーダマー（農業従事者）と
登録された所有者7名が1902年には商人として登録されている。1902年には、
農業従事者と記録された2名は、1916年には商人とされている。逆に1902年に
商人とされているが、1916年には農業従事者とされている者も2名いた〔土地
課税台帳各年〕。この内、マ・シュエイフミンという人物（女性）は、1902年
には商人と記録されたが、1916年には農業従事者とされ、1929年には在住非農
業従事者とされた [Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1) kwin no.555,
1903-04; 555-H83, Hmatpoun sayin saout 1 (Register I), kwin no.759, 1916-
17, 759- H1, Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin),

kwin no.759: 759-H1]。逆に、マウン・シュエアウンは、1902年は農業従事者、1916年は商人、1929は農業従事者として記録された [Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1), kwin no.556, 1903-04, 556-H25, 40, Hmatpoun sayin saout 1 (Register I), kwin no.754, 1916-17: 754-H9, Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), kwin no.754: 754-H17]。単純な記載ミスの可能性もあるが、農業従事者と商人（非農業従事者）の境がそれほど明確ではなかった可能性を示唆している。ここから窺われるのは、開墾初期に土地喪失を免れた資金力のある農業従事者が、稻作から得た利益をもとに商業に進出していく様子である。商業の内容は不明であるが、チェンによれば、デルタ開発の初期の頃には、一年の他の時期には別の職業に従事している多くの人々が、収穫時には「田舎の仲買人」(jungle-broker, *taw powey sa*) と呼ばれ、村の脱穀場を訪れ糲の買い付けを行っていた [Chen Siok-Hwa 1968: 50]。他にも、序説でも引用したが、クーパーは1910年頃から、農業従事者が雨季の間の値上がりを待つために借金をして穀物庫を建設し、自前の米だけでなく近隣地域からも米を購入、貯蔵し、雨季明けに販売するという投機的商業に従事し、土地を喪失したと報告している [Couper 1927: 8-9]。これも農業従事者と商人の境界があいまいであったことの例と言えるだろう。

そもそも土地課税台帳における農業従事者の定義は明確にされていない。開墾当初から20~30エーカーの土地を所有する者が最も多いことは先に述べたが、これを経営面積とすると、雇用労働を必要とする規模であった。査定報告書によれば、マウービン県周辺の平均世帯規模は5.1人、そのような世帯が家族労働のみで耕作可能な面積は12~15エーカーであり、これ以上の土地を所有する者は自作農であっても雇用労働を使用していた [Settlement Report 1893: 17]。農業従事者が雇用労働を使用して経営を行い、商業活動にも従事したことは、「農業従事者」(agriculturist) を定義することを困難にした。イギリス植民地政府は、早くも1890年代には、「農業従事者」から不耕作地主への土地譲渡を

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者規制する「土地譲渡法」(The Land Alienation Bill)について審議し始めたが、法案の成立を阻んだ要因の一つとして、「農業従事者」を定義することの困難が挙げられている。1906年に起草された法案では「農業従事者」について、説明的に次のように定義された。「農業従事者とは田園の職業（pastoral pursuit）に従事、又は依存する者。さらに農業以外の職に従事又は関わるものも含む」。当然、このような定義はインド政府から不備を指摘された。その後1911年には、法律の制定は正式に中断されることになった。その理由の筆頭に挙げられているのは「満足のゆく農業従事者の定義が不可能である」というものであった。結局、事態がより深刻になった1938年に起草されたの草案では、「農業従事者」とは、主な生計手段として、自らの手で農業に従事、又は日常的に従事する者、農業を監督する者、主要な所得源が農業の監督又は耕作であると定義された [Report of the Land and Agriculture Committee, Part II 1938: 45-69]。つまり、農業従事者とはきわめて包括的な概念であり、不耕作地主との境界はあいまいであった。

以上を要約すると、開墾初期の20世紀初頭までに、土地所有者の大半は不耕作地主となり、土地所有の不平等化、大規模化が進行し始めていたのであった。こうした大規模土地所有が、下ビルマのデルタ地帯で大規模稻作経営を生み出したことは、各論者が指摘することである [Furnivall 1957 (3rd ed.): 59-60, Chen 1968: 30-31, Adas 1974: 142-143]。しかしながら、大規模土地所有はただちに大規模経営につながるわけではない。なぜなら先に見たように、不耕作地主が所有する耕地は小作に出されていたからである。それでは大規模経営はいかにして発生したのだろうか。次節では、小作経営について検討する。

5 小作経営

小作関係については、残念ながら土地課税台帳からは、あまり明確にはなら

ない。1916年までの土地台帳には、土地所有者名の欄の隣に「小作人、又は質請人、代理人⁽¹⁶⁾」という項目が設けられており、一筆毎に名前が記載されていた。1929年以降については、「小作人台帳」(Register No. III-A. Statistical Register of Tenants)と呼ばれる台帳が別に作成されたので、これを利用することができます。この台帳は、筆番号と小作人名、小作面積、小作料が記載され、毎年更新されることとなっていた。しかし、マウービン郡に関しては、1933-34年、1934-35年の二年間しか現在は残されていない⁽¹⁷⁾。又、ンガヂーガユエッ村落区に属する4のクウィンの内、クウィン番号754と760については、理由は不明であるが、小作人名が記載されていない。このような資料の限界はあるが、読み取ることが可能なことから分析したい。

まず確認すべき点は、一筆に対して、一小作人が対応していたことである。一筆を分割して複数の小作人に出していたのは、1893年には、小作に出されていた162筆中1筆のみ、1902年は113筆中14筆、1916年は58筆中3筆、1933年には小作人の名前が小作台帳に記載されている36筆中5筆であった。1934年には36筆中9筆に増加した。逆に、複数の筆を耕作する小作人は、1893年には小作人58名中4名、1902年には96名中18名、1916年には51名中11名、1933年は39名中5名、1934年には58名中3名であった。この内、1893年に複数の筆を小作していた4名中1名は複数の筆を所有する同一の地主からの借り入れであったが、3名は別々の地主から小作地を借り入れていた。1902年は複数の筆を小作地として借りていた18名全員が、1916年には11名中8名、1933年には5名中2名、1934年には3名中2名が別々の地主から借りていた〔Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1894-95, Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1, kwin no.555, 556), 1903-04, Hmatpoun sayin saout 1 (Register I), kwin no.754, 759, 760, 1916-17, Statistical Register of Tenants, kwin no.758, 759, 1933-34, Statistical Register of Tenants, kwin no.758, 759, 1934-35,〕。

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

以上からも推察されるように、小作人の借り入れ面積も規模が拡大する傾向にあった（表6参照）。小作人の借り入れ面積規模の分布を見てみると、1893年当時は土地所有者の所有面積分布と同様に10～30エーカーが最も多く、とりわけ、10～20エーカーの土地を借り入れている小作人が全体の33%を占め、ついで20～30エーカーの土地を借り入れている者が28%を占めていた。しかし、1902年になると10～20エーカーの耕地を借り入れている者と20～30エーカーの耕地を借り入れている者の人数はほぼ同数になり、50エーカー以上借り入れる者も出現し始めた。1916年には20～30エーカーの借り入れ者数が10～20エーカーの借り入れ者数を上回った。

逆に、世界恐慌以後の1933年には50エーカー以上借り入れている者は1名となり、10エーカー以下の借り入れ者が増加した。借り入れ規模が縮小する傾向は、翌年の1934年にはさらに強まった [Statistical Register of Tenants, kwin no.758, 759, 1933-34, Statistical Register of Tenants, kwin no.758, 759, 1934-35]⁽¹⁸⁾。しかしながら、平均的な一家族が一頭の牛で耕作可能な面積が12～15エーカーであったことを考えると、1930年代以前の小作人の経営規模は、相当大規模であったと言える。

このように、大規模な耕地を経営する小作人像は、既存の研究に見られる小作人に関する記述とは合致しない。例えば、ファーニバルは、小作の契約期間は通常一年であり、小作人は村から村へ移動した。小作人間の激しい競争により小作料は上昇し、小作人の生活は貧窮化したと述べている [Furnivall 1957 (3rd ed.): 65-70]⁽¹⁹⁾。アダスもデルタの開墾初期の時代における小作期間の短さは、より良い条件での借り入れを望む小作人の主体的選択の結果であったとしているが、フロンティアの消失以降は、小作人の地主に対する交渉力が弱まり、小作料が急激に上昇したとしている。アダスは各県の査定報告書の記述をつなぎ、第一次大戦以前は、小作料は粗生産量の10%に加え地税の負担であったが、1910年から20年の間に地税は地主が支払うようになり、小作料は地味の

東洋文化研究所紀要 第144冊

表6 小作地の規模別面積

小作地面積 (acre)	1893		1902		1916							
	小作 者数	小作地面 積(acre)	小作 者数	小作地面 積(acre)	小作 者数	小作地面 積(acre)						
0- 10	9	16%	80.13	6%	10	10%	80.64	4%	2	4%	16.25	1%
10- 20	19	33%	304.86	23%	33	34%	535.17	24%	10	20%	156.74	11%
20- 30	16	28%	366.87	28%	32	33%	725.86	32%	21	41%	450.77	32%
30- 40	9	16%	306.25	23%	10	10%	318.75	14%	9	18%	309.19	22%
40- 50	2	3%	88.97	7%	5	5%	209.50	9%	4	8%	171.34	12%
50- 60	3	5%	172.53	13%	3	3%	157.64	7%	2	4%	103.78	7%
60- 70	0	0%	0	0%	1	1%	68.34	3%	2	4%	133.63	9%
70- 80	0	0%	0	0%	2	2%	150.40	7%	1	2%	77.18	5%
80- 90	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
90-100	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
100-	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
A小作地合計	58	100%	1,319.61	100%	96	100%	2,246.30	100%	51	100%	1,418.88	100%
B耕地合計A/B			2,966.93	44%			2,935.28	77%			1,678.54	85%
小作地面積 (acre)	1933		1934									
	小作 者数	小作地面 積(acre)	小作 者数	小作地面 積(acre)								
0-10	8	21%	49.55	6%	24	41%	86.23	10%				
10-20	8	21%	122.11	14%	14	24%	204.54	24%				
20-30	14	36%	300.02	35%	11	19%	234.62	27%				
30-40	3	8%	95.47	11%	4	7%	128.22	15%				
40-50	5	13%	215.51	25%	5	9%	212.73	25%				
50-60	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%				
60-70	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%				
70-80	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%				
80-90	1	3%	83.39	10%	0	0%	0	0%				
90-100	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%				
100-	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%				
A小作地合計	39	100%	866.05	100%	58	100%	866.34	100%				
B耕地合計A/B			866.61	100%			866.61	100%				

1893年はこれらの他に代理人名のみが記載された耕地が294.77acre ある。これらも小作地に含めると耕地に占める小作地の割合は、54%となる。

土地所有者の職業が商人であっても、小作人名が記載されていない例や理由は不明であるが、小作人名が記載される欄の上に紙が添付してあり台帳が読解不能な部分もあり、表4-2土地所有者の職業構成の「小作に出すレーダマー」と商人の所有面積の合計値と小作面積は一致しない。

1933、34年の小作地合計、耕地合計は小作台帳に小作人名が記載されているクワイイン番号758759の面積合計である。これらの合計が一致していないのは、土地台帳に記載された筆面積と1933、34年の各小作台帳に記載された面積が同一でないためである。これは、記載の誤りと考えられる。

一筆が分割して小作に出される場合、1933、34年の小作台帳では一人の人名の後に「ら～名」と記載されるようになった。実際のところは不明であるが、筆面積を記載している小作人數で割った面積を小作人一人あたりの面積とした。それ以前の台帳では、一筆が分割して小作に出された場合、各小作人名とその隣に小作面積が記載されている。

[Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1), kwin no.555,556, 1894-95, Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1), kwin no.555,556,1903-04, Hnatpoun sayin saout 1 (Register 1), kwin no.754, 759, 760, 1916-17, Statistical Register of Tenants, kwin no.758, 759, 1933-34, Statistical Register of Tenants, kwin no.758,759, 1934-35]

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

豊かなところでは30~45%にまで上昇、1920年代には平均45~50%となったとする [Adas 1974: 147-150]。小作料が上昇し、生活が悪化していく中で、小作地の規模が拡大したのは何故だろうか。アダスが述べたような変化は、一地域でも見られたのだろうか。

ンガヂーガユエッ村落区における 1 エーカー当たりの小作料の平均は、この地方のバスケット（平均約53ポンド）で⁽²⁰⁾、1893年は9.58バスケット、1903年は12.54バスケット、1916年は13.72バスケット、1933年には16.71バスケット、1934年には16.37バスケットであり、確かに次第に上昇した [Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1894-95, Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1, kwin no.555, 556), 1903-04, Hmatpoun sayin saout 1 (Register I), kwin no.754, 759, 760, 1916-17, Statistical Register of Tenants, kwin no.758, 759, 1933-34, Statistical Register of Tenants, kwin no.758, 759, 1934-35]。しかし、1925-28年の地税査定では 1 エーカー当たりの産出量は、政府の標準バスケットで48バスケット、この地方のバスケットに換算すると 55.8バスケットとされているので [Settlement Report 1928: 138]⁽²¹⁾、粗生産量に対する小作料の割合は、1893年で18%，1902年で22%，1916年は25%，1933年は約 3 割であった。ンガヂーガユエッ村落区の小作料は、1910年以前はアダスが引用した数字より高かったが、その後の上昇はそれ程急ではなかった。又、地税についても、ンガヂーガユエッ村落区では1893年から地主が支払っていると記録されている。小作人が負担したとされているのは 3 例のみで、これらの例では小作料はゼロであったので、通常の契約に基づいた小作ではなく、地主と小作人は、為似的なものも含めて親族関係にあったと思われる [Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1) kwin no.555, 556, 1894-95: 555-H8, 9, 113, 556-H4, 5]。

ただし、査定報告書によれば、堤防により洪水が防がれた生産の安定した地域では、小作料が粗生産量の 5 割に及ぶことさえめずらしくないという記述も

あるので、1920年代には小作料は4～5割に上昇していた可能性がある [Settlement Report 1928: 65-66]⁽²²⁾。しかしいずれにせよ、米価が上昇していた1930年以前は、生産の安定した地域では、高額な小作料を支払っても利益をあげることが可能だったと考えられる⁽²³⁾。だからこそ、シガヂーガユエッ村落区では、小作地の規模も拡大し、逆に米価が下落して以降は急速に規模が縮小したのではないだろうか。

1925-28年の地税査定報告書では、わずかながら資本と牛と家を所有する多くの小作人が存在することも間違いない、そのような小作人は同じ小作地を長期にわたり借り入れるとも報告されている [Settlement Report 1928: 67-69]⁽²⁴⁾。このことからも、当時、小作人の経済状態が既存の研究で一般化されているほどには、劣悪なものばかりではなかったことが窺われる⁽²⁵⁾。マウービン県の地租査定を行ったウー・ティンザーは報告書の中で、農作業に関して次のように述べている。通常の耕作方法は、デルタの他の地域と変わらない。雨季の始まる直前に、農民(farmer)は農業労働者を雇い、一年の作業の準備を開始する。鋤の刃は新しい鉄を足すなど修理が必要である。犁には新しい歯を付け、牛小屋を修理し、新しい屋根と蚊帳を作らなければならない。雨季開始の直前は忙しい。何故なら、彼は地主(landlords)に会い、最も良い条件で一年の営農資金を前借しなければならないからだ。この時期、彼は自分や家族のための衣服を購入したり、お布施や祭りに参加し、前年度のわずかな余剰を使い果たしている。仮に十分な余剰があったとしても、翌年のためにとっておくことはほとんどせず、子供の得度式や新しい家を建てるここと、古い負債を返済することに充てる。農民が金を借りずに1年の作業を開始することは、非常に稀である。彼が近隣の大きな村や町で地主や金貸しと借金の交渉をしている間、彼の雇った労働者は田小屋を建てたり、牛小屋の修理をしている。農民は、家族や労働者が雨季の間に食べるための魚醤や塩、マメ類、農具を修理するための鉄片、牛をつなぐための麻紐などを買い、村に帰る。もちろん妻子にはロンチー

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者や、時にはビスケット、鰯の缶詰、お菓子などをお土産に買って帰る [Settlement Report 1928: 43]。地税査定官のウー・ティンナーが農作業について描写する際に、「農民」として念頭に置くのは小作人であった。彼らこそが農村部で農業を営む一般的な「農民」であったのである。

それでは、小作人が土地を購入するなどして、土地所有者となった例は多く見られたのだろうか。1893年に小作人として名前が記載されていて、1902年に地主となったのは1名のみであった。1916年には、1902年に小作人で地主となった者は確認できない。1929年には、1916年には小作人であったが、土地所有者として登録されている者が2名存在した [土地課税台帳各年]。他のクウェインで土地を購入し、地主になった小作人も存在したと考えられるが、ほとんどの小作人はンガヂーガユエッ村落区内では土地所有者になっていない。ほぼ唯一の例外は、ウー・ロウンチーの例である。彼は1916年の土地課税台帳では、ンガヂーガユエッ村落区のカラースー集落内に0.02エーカーの屋敷地と1.51エーカーの水田を所有し、さらに65.5エーカーの耕地を借り入れていた [Hmatpoun sayin saout 1 (Register I), kwin no.759, 1916-17: 759-H6, 7, 8, 16]。約10年後の1929年の台帳では、借り入れていた土地の所有者となった。この土地を購入するために抵当に入れたのか詳しい事情は分からぬが、結局1932年には耕地をチェティヤーに差し押さえられ、再び所有する水田面積は1.06エーカーとなってしまう [Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), kwin no.759: 759-H8, 30]。しかし1934年の小作台帳では、40.77エーカーの水田（以前に所有していたのとは別の水田）を借り入れていることが記録されている [Statistical Register of Tenants, kwin no.759, 1934-35: 759-H14]。ロウンチーは、現在でもンガヂーガユエッ村落区の老人達に大変なお金持ちとして記憶されている [筆者の聞き取りによる]。

小作人が土地を購入するのは、それほど困難だったのだろうか。次節では、上地売買について見てみよう。

6 土地ブームの発生

英領期のデルタにおいては、土地は非常に頻繁に売買されていたとされ、ファーニバルはこれを「土地の自由取引」(free trade in land) と表現した。多くの人々が負債のために土地を失い、その土地を差し押された者は良い価格になれば直ぐに転売したため、土地は常に市場に存在する状態であったとされる。他の投資先もなかったため土地需要は高く、米価の上昇に先行して地価は高騰し、「土地ブーム」が発生した。こうした現象は、不耕作地主による大規模土地所有を生み出したとされる。土地が頻繁に売買されることを「ビルマ人に固有の特徴である」と当時見なされていたが、ファーニバルはこの説を、上ビルマではそのようなことは起こっておらず、その理由は国民の性質にではなく、デルタの経済状況に求めなければならないと退けた [Furnivall 1957 (3rd ed.): 58-59]。

まず、ンガザーガユエッ村落区において、土地売買の頻度を把握するために、10年ごとに土地課税台帳上の所有者名がどの程度連続しているかを見てみよう。1893年の台帳に記載されている名前で1902年にも名前が確認できるのは、同年の土地所有者109名中45名（41%）であった。1916年の同様な人数は、55名中12名（22%）、1929年には54名中19名（35%）、1939年は49名中23名（47%）であった [土地課税台帳各年より]。1916年には、10年前にも台帳上で名前を確認できるのは2割と特に少ないが、それ以外の年でも10年間土地を所有しつづけていることが確認できるのは、5割に満たない。断片的な数値ではあるが、この地域で、1905-06年には耕地面積の7.36%，1910年から1925年の間で年間耕地の3.5%～5%が販売されていたとする査定報告書に挙げられている統計と合致する [Settlement Report 1928: 184-185]。10年で土地所有者の約半数が変わっており、相続が行われたことを考慮しても、土地取引が相当行なわれて

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者いたと言える。これは、「土地ブーム」によって引き起こされた現象であったのだろうか。概算に過ぎないが、地税査定報告書に挙げられている数値から上地の収益還元地価（土地純利益／利子率）を求め、地価について検討してみよう。

1929年以前の土地課税台帳では、台帳が作成された年度の土地販売価格、及び抵当価格が記されている。1893年度の販売価格は1エーカーあたり8.61～58.24ルピーとかなりの幅があった（表7参照）[Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1894-95: 555-H11, 12, 32, 44, 103, 113, 556-33]。土地の粗収益を小作料とすると、前節で述べたように平均9.58バスケット（この地方のバスケット）であった。ローカルな米価は100バスケット当たり、76.25ルピーであったので [Settlement Report 1893: appendices, statement II, iv]、土地の粗収益は7.3ルピーとなる。これから地主が負担する地税2.8ルピー [Settlement Report 1907: 104] を引くと純益は約4.5ルピーとなる。利子率は明らかではないが、40～50%，又は100%ともされている [Couper 1927: 2]。40%であったとすると、収益還元地価は11.25ルピー、50%なら9ルピーである。開墾からまもなく、資金需要が逼迫していた当初、利子率はこれより更高かったと想像され、1エーカー当たりの地価が50ルピーを超えている事例では、収益還元地価を上回っている。1903年の地価も、7.41～65.36ルピーとやはり幅が見られた [Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1903-04: 555-H9, 36, 47, 88, 90, 91, 99, 556-H6, 28]。収益還元地価を同様に求めると、利子率が40%であった場合21.85ルピー、50%なら17.48ルピーである⁽²⁶⁾。1916年は第一次世界大戦中であり、1912年には100バスケット（政府の46ポンドバスケット）あたり154ルピーまで上昇していたヤンゴンの卸売り米価は、1905年の水準である105ルピーまで低下していたが [Settlement Report 1928:178-179]、地価は1エーカー当たり74～93ルピーと上昇していた [Hmatpoun sayin saout 1 (Register I), kwin no.754, 759, 760, 1916-17: 754-

表7 土地の販売、抵当価格

1893 筆番号	Acre	Rs.	Rs./Acre
51	18.16	40	2.20 一時抵当
44	20.86	200	9.59 一時抵当
14	39.32	500	12.72 一時抵当
31	22.11	300	13.57 一時抵当
3	24.22	500	20.64 一時抵当
26	28.99	900	31.05 一時抵当
12	9.37	500	53.36 一時抵当
22	16.58	1000	60.31 一時抵当
113	17.43	150	8.61 壳却
32	9.77	150	15.35 壳却
11,12	40.72	690	16.94 壳却
103	12.24	300	24.51 壳却
44	20.86	1100	52.73 壳却
33	12.02	700	58.24 壳却

[Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1894-95]

1916 筆番号	Acre	Rs.	Rs./Acre
754-4	23.72	750	31.62 抵当
754-12	16.2	n.a.	n.a. 抵当
754-18	17.09	1000	58.51 抵当
754-20	11.82	1000	84.60 抵当
754-36	9.02	400	44.35 抵当
759-4,9	52.85	n.a.	n.a. 抵当
759-	48.29	n.a.	n.a. 抵当
12,14			
760-2	17.53	n.a.	n.a. 抵当
760-11	21.1	500	23.70 抵当
760-12	14.16	n.a.	n.a. 抵当
760-14	20.53	n.a.	n.a. 抵当
754-19	11.82	1000	84.60 壳却
760-4	20.12	1500	74.55 壳却
758-7,			
760-9	53.36	5000	93.70 壳却

[Himatpoun sayin saout 1 (Register I), kwin no.754, 759, 760, 1916-17]

一時抵当とは、資料中の用語で khit ta paung、無期限抵当とは hnit ma that paung である。単に抵当とあるものは、資料中でも paung としか記載されていない。なお、これが債務者から債権者に耕作権が移動しない抵当であったのか、移動する質入れであったのか、ミャンマー語ではどちらも paung と同じであるため、判然としない。しかし、債権者、債務者ともに不耕作地上である場合が多くなったこと、既存の研究では、トビルマにおける土地を担保とした借り入れは土地の利用権は移転しないのが一般的であるとされていること[Furnivall 1957 (3rd ed.): 111-112]から、ここでは「抵当」とした。

1903 筆番号	Acre	Rs.	Rs./Acre
17	27.65	100	3.62 無期限抵当
6	23.51	100	4.25 無期限抵当
107	12.95	100	7.72 無期限抵当
80	20.43	300	14.68 抵当
72	13.33	200	15.00 抵当
78	20.69	325	15.71 抵当
29	18.86	300	15.91 抵当
58	73.09	1200	16.42 抵当
17	10.5	170	16.19 無期限抵当
18	30.59	500	16.35 無期限抵当
102	33.14	600	18.11 抵当
48	22	400	18.18 抵当
93	11.28	300	26.60 抵当
16	20.75	400	19.28 抵当
40	10.34	200	19.34 抵当
15	19.66	400	20.35 抵当
87	13.01	300	23.06 抵当
31	20.74	400	19.29 抵当
54	12.7	300	23.62 抵当
52	4.23	100	23.64 抵当
2	19.09	470	24.62 抵当
14	10.41	250	24.02 抵当
81	20.14	500	24.83 抵当
31	19.3	500	25.91 抵当
27	32.21	800	24.84 無期限抵当
41	23.89	600	25.12 抵当
75	22.19	600	27.04 抵当
109	18.04	500	27.72 抵当
3	10.76	300	27.88 抵当
79	19.55	550	28.13 抵当
49	3.06	100	32.68 抵当
51	11.49	400	34.81 抵当
28	14.87	500	33.62 抵当
4	19.31	750	38.84 抵当
23	10.06	410	43.74 抵当
36	19.41	1000	51.52 抵当
64	30.94	1700	54.95 抵当
21	23.52	1700	72.28 抵当
90	16.81	1700	101.13 抵当
47	20.25	150	7.41 壳却
99	5.65	90	15.93 壳却
9	3.31	90	27.19 壳却
6	4.9	150	30.61 壳却
28	14.87	500	33.62 壳却
36	19.41	970	49.97 壳却
91	16.67	1000	59.99 壳却
88	21.42	1400	65.36 壳却

[Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1), kwin no.555, 556, 1903-04]

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

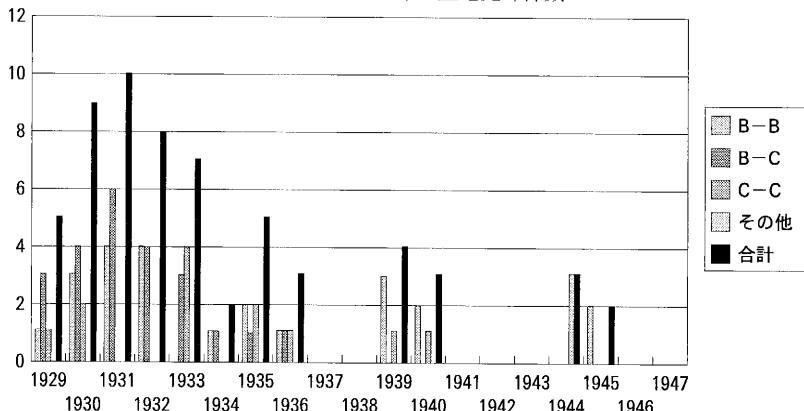
H19, 758-H7, 760-H4, 9]。ローカルな米価を100バケット当たり120ルピー、利子率を40%と仮定しても、地価は収益還元地価30.25ルピーを大きく上回っていた⁽²⁷⁾。1920年代に関する土地課税台帳は存在しないが、地税査定報告書によれば、ンガザガユエッ村周辺の地価は1エーカー当たり平均223ルピーまで上昇していた。これは米価の上昇を大きく上回っており、ますます地価は収益還元地価に比して割高となった。

開墾から1930年代まで、収益還元地価と比べて地価は一貫して高額であった。確かに「土地ブーム」が発生していた。米価の上昇を見越した投資、もしくは転売を目的とした土地投機が盛んに行なわれていたのであった。このような高額な土地を購入できたのは、相当な資金力を持った者であり、ンガザガユエッ村落区内やその周辺では、小作人が土地を購入することは非常に難しかったと考えられる。

では世界恐慌により米価が下落して以降、土地売買の動向はどのように変化したのだろうか。1929年以降は、土地台帳の記載様式が変更され、取引価格は記入されなくなるが、毎年の販売を追うことが可能となる。土地売却件数は、1930年から急増し、1931年に10件（耕地全体の14%）が売却され、ピークを迎えた（図2）。これは主に、チェティヤーが債権を回収するために、土地を差し押されたためである。チェティヤーによる差し押さえは、1935年を最後に収束した。以後、1937年から1947年の10年間では、14件（耕地全体の18%，316.44エーカー）しか土地取引は行なわれなかった [Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), kwin no.754, 758, 759, 760]。1940年代は、日本の占領下に入ったこと、治安の悪化などの諸事情により、実際に土地取引が行なわれても土地台帳に記載がなされなかつた可能性もあるが、これ程取引件数が少ないので、開墾以来はじめての現象であった。チェティヤーによる土地所有が増加したのも、転売が行えなくなったためであった。

それでは逆に、このような時期に行なわれていたのはどのような取引であっ

図2 1929-1947年の土地売却件数



B-Bはミャンマー人からミャンマーへの売却、B-Cはミャンマー人からチェティヤーへの売却、C-Cはチェティヤー間での売却、その他はこれらとインド系住人との間での売却を表す。分類は台帳に記載された名前から筆者が判断した。

[Register of Holdings (Register IA, U pain hmatpoun sayin), kwin no.754, 758, 759, 760]

たのだろうか。注目すべき事例をいくつか取り上げてみよう。クウィン番号759の第4筆の土地（以下759-H4と表記する）は、1929年にはマウン・ウェイリン、後見人（*out thein thu*）マ・レイメが所有者とされていた。しかし、1932年にはこの土地はマ・レイメに売却され、さらに1937年にはマ・テインハンとマ・キンチー、その後見人マウン・ミャタンら3名に売却された。しかし1947年にはマウン・ウェイリンがこの土地を相続した [Register of Holdings (Register IA, U pain hmatpoun sayin), kwin no.759: 759-H4]。つまり20年間で2回、おそらく親族間で土地は売買され、結局もとの所有者に戻ってきたのである。同様におそらく親族と考えられる者の間で土地が複数回売買されている例は、マ・テイン、マ・ソーラが所有した土地である。この2名は1929年クウィン754-H1, 24, 17b⁽²⁸⁾の所有者として台帳に記されている。これらの土地の内、754-H24は1930年にマウン・タンシェインに売却され、754-H1, 17bはマウン・タンシェインが後見人であるマウン・アウンテインら5名に売却された。しかし、この土地は翌1932年には再びマ・テイン、マ・ソーラに売却され、

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

彼女らが独立まで所有した。一方で、マウン・タンシェインは1931年に、その前年にマ・テイン、マ・ソーから購入した754-24番の土地をそれ以前から所有していた42.2エーカーの土地とともにチェティヤーに差し押さえられ、それ以降土地課税台帳からは姿を消した [Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), kwin no.754, 758: 754-H1, 24, 17b, 2, 8, 758-H9]。これらの取引には援助的な意味があったことも想像される。しかし、金銭を伴わない譲渡の場合には「所有を譲渡」(*apaing hlwe pey*)と記載されるが、これらは「売却」(*yaung*)とされ、印紙も附した証書(register deed)も作成されているので、金銭の受け渡しは存在したし、公式な取引であった。その場合でも、土地が極端に低額で取引されたのならば、売り手の側の支援であったと考えられる。逆に、土地が相場かそれ以上の価格で購入されたのであれば、買い手の側の支援と考えられる。この時代の土地課税台帳には金額が記載されていないので、どちらであったのか判断は出来ないが、1930年にマ・テイン、マ・ソーらがマウン・タンシェイン、及びマウン・タンシェインが後見人を務めるマウン・アウンティンらに土地を売却した事例は、翌年の1931年には土地の購入者であるマウン・タンシェインはチェティヤーに土地を差し押さえられているので、金銭的に余裕があったとは考えにくく、売り手の側の援助的意味が強かったと考えられる。そうであるなら、1932年にマ・テイン、マ・ソーらが、マウン・タンシェインが後見人であるマウン・アウンティンから土地を購入したのは、買い手の側の援助であった可能性がある⁽²⁹⁾。ただし、マ・テイン、マ・ソーらは独立まで36.16エーカーの土地を所有したが、これら的一部をマウン・タンシェイン、又はマウン・アウンティンに譲渡するなどは行っていないし、これらの取引はあくまで金銭を媒介としたものであった。

以上のように、土地が年数を経ずに元の所有者に再び売却される例などは、「売却」という意味も再検討する必要があるかもしれない。想起されるのは、王朝時代の土地譲渡は質入れであれ、売却であれ、買い戻し特権付きであった

という指摘である〔斎藤 2001:164〕。敷衍すると、王朝時代には土地所有権の完全な売却 (outright sale) は認められていなかったので、使用権付質入れ (usefluctuary mortgage, 土地の使用・収益権が債権者に移転する質入れ) という形態がとられたのであった。この場合、土地が請け戻されなければ、実質的には売却と同じであり、売却と質入れの区別は明瞭ではなかったとのことである。そのため、債務者は抵当を売却と登記することに容易に同意してしまうことも発生したと言われている [Furnivall 1957 (3rd ed.): 111-113]。又、こうした王朝時代の慣行とチェティヤーの抵当に関する慣行の違いがビルマ人農民からチェティヤーへの土地流失の一因となった可能性も指摘されている〔斎藤 2001: 163-164〕。実際、「質入れ」が「売却」として土地課税台帳に記載された例はンガザーガユエッ村落区でも見られた。クウィン番号754-H19の土地は、1929年にはヤンゴンに在住するマウン・ボーティンが所有者として土地課税台帳に記載されていたが、1935年にはユエーレーガレー村に住むドー・セインに売却 (yaung) された。1946年には、ドー・セインはこの土地を、娘とその婿であるマ・チンミャとマウン・フラーベイに譲渡し (apaing pey)，さらに1947年に姉であるマ・テイッティンシュエイに譲渡したと台帳には記されている [Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), kwin no.754: 754-H19]。しかし独立後に行なわれた農地改革の際に、収用された土地に対して補償金を申請するために地主が提出した文書によると、この土地はマウン・ボーティンがドー・セインに質入れしたのであり、1936年には請け戻され、1946年に行なわれた譲渡は、マウン・ボーティンが行なったのであった（この間の事情が土地課税台帳に記載されていないのは、日本の占領下にあったこと、又文書によればマウン・ボーティンはヤンゴンではなく、上ビルマのマンダレーに在住していたこともあり、下ビルマのマウービン県の土地記録局に連絡が届かなかったと思われる）。マ・テイッティンシュエへの譲渡はマウン・ボーティンが行ったものであった [Kayain yokyei ayashi youn

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者 ahmuahmats (県補償金局案件番号), 30/la ka.57-58]。これはやや特殊な事例であるかもしれないが、土地が再び元の所有者に売却された例などは、「買い戻し権」付きの売買と言えるものであり、より実質的には質入れに近いものであったのかもしれない。1930年代とは、マウービン堤防が建設された1884年から既に50年の歳月が経過しており、その間に多くの土地取引がなされた。この時代に、一度「売却」した土地でも、販売者は必ず買い戻すことができるという規範が人々の間で、暗黙的にせよ存在していたとは考えにくい。そのような買い手に著しく不利な規範が存在したとすれば、転売を目論む土地投機など行ないえなくなる。それでも当事者間の合意の下、土地は一時的な金銭の必要のために売却され、「買い戻し」(再び元の所有者に土地が売却)されたのであった。

7 結び

19世紀末に開墾され、生産力の安定したデルタ中部の一村落であるマウービン県、ンガヂーガユエッ村落区の事例から明らかにされたのは、以下の点である。

開墾からわずか10年後の1893年の時点で、クウェイン内の土地所有は比較的平等であったとは言え、早くも80エーカー以上の土地所有者が出現しており、大規模化の兆しが見え始めていた。当時、土地所有者の約8割は農業従事者に分類されていたが、耕地を小作に出していた者も多く、自ら耕作を行っていない者を全て不耕作地主とすると、ンガヂーガユエッ村落区内の土地所有者の約半数は不耕作地主であった。

さらに、1893年から1902年の間には、土地所有の不平等度が急速に高まった。大規模所有が増加し、土地所有者に占める商人の割合も3割を超え、耕地の8割が小作に出されるようになった。ンガヂーガユエッ村落区においては、セン

サスに基づいて下ビルマ全体について集計した「農民階層構成の推移」に示されるより、早い時期から自作農の割合ははるかに低かったと考えられる。農村部で「農民」とは、小作人を指す状況であった。そして、彼らも又、経営規模を拡大した。収益還元地価に比して、地価は高額であり、開墾当初から世界恐慌まで一貫して「土地ブーム」が続いている。土地が高価格で頻繁に売買される中、土地所有の大規模化は徐々に進行した。

1930年代前半は、これまでの研究でも言われているように、世界恐慌の影響により、チェティヤーが土地の差し押さえを行なったため、少数の不耕作地主へ土地が極端に集中し、土地所有の大規模化は一気に進行した。しかし土地所有の大規模化とは逆に、小作人の借り入れ面積はこの時期に縮小した。世界恐慌の影響が収束して以降は、土地取引の件数は減少し、1939年から1948年の間は、開墾から初めて大土地所有者の人数も若干減少した。

以上見てきた20世紀初頭までのンガザーガユエッ村落区の開墾期は、アダスの言う「発展の時代」であったのだろうか。少数の土地所有者にとっては、これは当てはまると言える。この時代、10年で土地所有者の約半数が変るほど土地売買は頻繁に行なわれ、地価も高額であった。そのような状況下で、土地を所有しつづけた者や新たに土地を購入したのは、相当な資金力を持つ者であり、富の蓄積をはかったと考えられる。アダスはファーニバルの「負債は富の象徴であった」という叙述を、開発の初期の時代におけることと捉えたが、これは特定の時代と言うより、むしろ特定の階層に当てはまる事であったのではないだろうか。又、クーパーが述べた投機的な商売に従事する「農民」も、小規模な土地を自ら耕作する「農民」ではなく、大規模な土地を所有する「資産家」であったと想定すると理解可能である。このような者にとっては、開墾初期の時代に限らず、1930年代まで「発展の時代」であった。しかし一方で、土地を喪失した者も多数存在し、開墾初期は土地所有の不平等度が急速に拡大した時代でもあった。小作人も借り入れ地の規模を拡大することはできたが、地価は高

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者額であり、ンガザーガユエッ村落区やその近辺、他の場所に移住したとしても、同様に堤防によって洪水の被害から保護されている生産力の安定した地域では、土地を購入することはおそらく困難であった。経済的機会は誰にでも開かれていたのではなかった。ンガザーガユエッ村から見たデルタの開墾は、一村落で見られた現象が普遍的現象であるわけではないが、これまでの研究で述べられているような自作農民が徐々に没落、土地を喪失し、地主層が形成されていく過程ではなかった。資金力のある「富農」が開墾し、土地の転売が繰り返される中で、大規模土地所有者が出現したのであった。

- 1 上ビルマからの移民が発生した要因について、アダスはデルタ地帯における経済的機会の拡大というプル要因によって発生したとする [Adas 1974: 41-57]。これに対して、伊東はこの時期、上ビルマで頻発した飢饉を、大量の移民を生み出したプッシュ要因として重視する。さらに、飢饉は単なる天災ではなく、下ビルマをイギリスが領有したことにより、下ビルマから上ビルマへの米の流通が滞るようになり発生したとする [伊東 1981]。しかし、両者ともに、同時代のイギリス人植民地行政官によって作成された地誌録、査定報告書に見られる記述から、上ビルマからの移民が「貧しかった」という点に関しては一致している。これに対して、斎藤は移民は上ビルマの中でも貨幣経済が浸透した地域の出身者が多く、王朝末期の混乱と貧困に追われて移住したという従来の説に疑問を呈している [斎藤 2001: 153-154]
- 2 ファーニバルは、下ビルマデルタ地域で展開した農業の特徴を、大規模土地所有を基礎に、農業経営が農作業別雇用という形態で工業的に行なわれたことであるとし、これを「工業的農業」(industrial agriculture)と名づけた。これについては、[高橋1985]を参照。
- 3 チェンは、ファーニバルがほとんど触れていない米の流通について詳細に明らかにし、その中でビルマ人が果たした経済的役割を示した [Chen Siok-Hwa 1968]。又、斎藤は王朝時代の借金文書に関する社会経済史研究の成果から、従来の「ビルマ人農民が貨幣経済に不慣れであったため不用意に負債に陥った」とする説に疑問を呈している [斎藤2001: 161-165]。
- 4 アダスは耕地面積の増加率の減少をもって、フロンティアが消失したとしている。これに対して、高橋は完全に耕地面積の増加が止まった地域はなく、むしろ転換点

は1907年にアメリカで発生した信用危機の影響によるチェティヤーの債権回収、1909年の米価急落が原因であるとしている〔高橋 1985: 35-40〕。但しアダスも、「変容の時代」の始まりの原因を、フロンティアの消失だけではなく、第一次世界大戦以降のビルマ米市場の変化、生産性の減少、インフレ等にも求めている〔Adas 1974: 143-146, 185〕。

- 5 斎藤もアダスのこの見解には、疑問を投げかけている〔斎藤 1974: 105〕。
- 6 但し、巻末の Appendix I に1914年からの農業従事者と非農業従事者の土地所有面積の増減についてグラフが附されている。
- 7 但し、センサス統計の不耕作地主 (non cultivating owner) は、通常は非農業従者 (non-agriculturist) と呼ばれる人であるとセンサスでは解説している [Government of India, Census, Burma Volume 1931: 129]。これは定義と矛盾しており、調査の際にある程度実態に対処した結果であると思われる。しかし、いかにして、どの程度対処したのかは不明である。agriculturist, non-agriculturist の定義については4節を参照。
- 8 英領ビルマには常に約3～6の地租査定団があり、最初の地税査定後10～15年おきに地税額の改定を行った。
- 9 英領インドでの用語法とは異なっている。インドにおける field とは、ビルマの holding に相当し、所有の最小単位ではあるが、耕作の最小単位ではない [Furnivall 1957 (3rd.ed.): 208]。
- 10 これについては、Register of fields (Register I-B) という台帳が作成され、1筆ごとに、そこに含まれるフィールド番号、及び各フィールドの面積が記載されている。
- 11 クウェンが分割された年は、1916-17年に作成された土地台帳から推定した。この台帳では、旧筆番号と分割後の新しい筆番号が併記されている。
- 12 但し、資料の問題点で述べたように、ンガディーガユエッ村落区内に土地を所有する者が、他の村落区内に土地を所有していた場合、これを把握することはできない。例えば、同村落区内に0-10エーカーの土地しか所有していない者であっても、他所で100エーカー以上の土地を所有している可能性がある。このような問題は、資料の性質上避けられない問題点である。そのため、既存の研究では、土地所有規模に関する推計はほとんど行なわれていない。
- 13 特に「地主制の温床」と称され [Settlement Report 1928: 66]、エーヤーワディ川沿いに位置するユエーレガレー村落区に当たる部分が分割されたことが大きく影響している可能性がある。

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

- 14 但し、ンガヂーガユエッ村落区では、在住非農業従事者、不在非農業従事者の区分はそれほど意味はない。なぜなら、在住非農業従事者と分類されたのは、5マイル離れた隣村であるユエーレーガレー村落区の在住者であった。しかし、ユエーレーガレーは行政区分上は村落区であったが、エーヤーワディ川沿いに位置し、商人が多く住む町であり、ヤンゴンに本店を持つチェティヤー銀行の支店も存在し、同行は在住非農業従事者とされたからである。
- 15 これらの統計の数値も、本論で利用した土地課税台帳を元に集計したものである。
- 16 「代理人」とは、史料中では *kosahle* であるが、代理人に関しては既存の研究ではほとんど触れられておらず、どのような存在であったのかは不明である。しかし、独立後に行なわれた農地改革の際に地主が提出した収用された農地に対する補償金の申請書の中で、代理人が証言しているものがある。そこからは、遠方に住む地主に代わり、小作料の徴収、土地が存在する村落区の村長へ地税の納入、土地に関する諸種の書類作成などを行なっていたことが窺われる [Kayain yokyei ayashi youn ahmuahmats (県補償金局案件番号), 227/la ka.55-56: 10]。
- 17 実際にどの程度の頻度で作成されたのかは不明である。
- 18 わずか1年でこれ程大きな変化が起りうるのかという疑問もあるが、小作の契約期間は通常1年であったので、可能ではある。また、この年についてのみ2年間連続して小作台帳が作成され残存しているのは、変化が大きかったためであるかもしれない。
- 19 ファーニバルは、とりわけビルマ人小作人とインド人小作人との間の競争を重視している。
- 20 バスケットはビルマのコメを計る際の単位であるが、重量には相当な地域差が存在した。政府の標準バスケットは46ポンドであったが、マウーピン県のこの地域の平均的1バスケットは1905-06年の地税査定では平均57ポンド、1925-28年の査定では52.85ポンドであった [Settlement Report 1907: 72-73, Settlement Report 1928: 97]。
- 21 これは一等地の産出量。土地課税台帳によれば、ンガヂーガユエッ村落区の耕地の85%は一等地に分類されていたので、二等地の産出量はとりあえず考慮しない [Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), 1929-1952, kwin no.754, 758, 759, 760]。
- 22 粗生産量の4割に及ぶ小作料が高額であったか否かは、生産費を地主が負担したのか等様々な点を考慮しなければ判断は出来ないが、1920年代デルタの小作人と農業労働者について調査を行ったクーパーは、適正な小作料水準の一般的な見解とし

て、1エーカー当たり30バスケットの粗生産に対して12バスケットという数字を挙げている [Couper 1927: 23.]。

23 但し、堤防地帯でも、天候の不順、害虫などの発生により、完全な生産量 (full outturn) は、3年に1度であった。減免がなくなるなど厳しい状況下で、一度負債に陥ると返済に数年かかるため、不作の一年が作柄の良い数年を相殺したとされている [Settlement Report 1928: 65-66]。

24 既存の研究で述べられている、小作人がしばしば移動することについても、移動の範囲は同じクウィン内か近隣のクウィンとされている [Settlement Report 1928: 67-69]。

25 但し、隣のピャーポン県では、地主が小作料を競にかけ、最も多くの小作料を支払う者に土地が貸されるが、結局小作人は小作料が払えず逃亡する事例など、小作人が置かれていた過酷な状況を示す例も報告されている [loc. cit.]。

26 平均小作料が12.54バスケット、ローカルな米価が100バスケット当たり92ルピー [Settlement Report 1907: 96]、地税は改定されていないので1893年と同じ2.8ルピーとして計算した。

27 米価を120ルピーとしたのは、第一次大戦以前はヤンゴンでの卸売価格が平均約120ルピーであったこと [Settlement Report 1928: 178-179]、この地方のバスケットがヤンゴンより重いことを考慮してである。純収益は、小作料13.72バスケット(16.46ルピー)、地税4.36ルピー [Settlement Report 1928: 139] として計算した。

28 彼が所有していた754-H17 (35.36エーカー) は元々、マウン・シェエイアウンが所有していたが、1929年に死亡し、土地をマウン・ピョーウェイ、マ・ティンがそれぞれ9.46エーカー (754-H17a), 25.9エーカー (754-b) ずつ分割して相続した。

29 ただし、親族間における土地取引が常に援助的意味合いを含んでいたとは限らない。例えば、1916年、ウー・チョーザンが死亡した際、彼が所有した11.82エーカーの土地を息子3名が他の男性兄弟1名 (マウン・トゥンウー) に1000ルピーで販売した。この時同時に、マウン・トゥンウーは買い取った土地を抵当に、土地を購入した価格と同額の1000ルピーを借金した。1エーカーあたり84ルピーという価格は、廉価ではなく相場であったし、土地を抵当に入れているので購入者であるマウン・トゥンウーに金銭的余裕があったとは考えにくい。なお、1916年の抵当は同じンガヂーガユエ村落区に住む女性、マ・ピューに行なわれ、1929年の土地台帳ではまだマウン・トゥンウーが所有していたが、1933年にはこの土地はチェティヤーに差し押さえられた。

参考文献

1 未公刊資料

土地課税台帳

Akhundaw thit nanbat sayin (課税台帳1), Thoungwa siyinsu (トングワ県), Maubin myo (マウービン郡), Yelegale tait(ュエーレーガレー・サークル), Paungyo Kwin, kwin no.555, Ngagyi Gayet Kwin, kwin no.556, 1894-95 khuhnit atwet (1894-95年のために).

Nanbat thit akhundaw sayin (課税台帳1), Thoungwa distrit (トングワ県), Maubin myo (マウービン郡), Yelegale tait (ュエーレーガレー・サークル), Paungyo Kwin, kwin no.555, kwin no.556 (Ngagyi Gayet Kwin), 1903-04 khuhnit atwet (1903-04年のために).

Hmatpoun sayin saout 1 (Register I), 1916-17, kwin no.754 (Ngagyigayet Kwin), kwin no.759 (Kalasu Kwin), kwin no.760 (Paungyo East Kwin).

Register of Holdings (Register I A, U pain hmatpoun sayin), kwin no.754 (Ngagyigayet Kwin), kwin no.758 (Yeoziin Kwin), kwin no.759 (Kalasu Kwin), kwin no.760 (Paungyo East Kwin).

小作人台帳

Statistical Register of Tenants, Register III-A, kwin no.758 (Yeoziin Kwin), kwin no.759 (Kalasu Kwin), 1933-34.

Statistical Register of Tenants, Register III-A, kwin no.758 (Yeoziin Kwin), kwin no.759 (Kalasu Kwin), 1934-35.

収用農地に対する補償金申請書

Kayain yokyei ayashi youn ahmuahmats (県補償金局案件番号), 227/la ka.55-56.

Kayain yokyei ayashi youn ahmuahmats (県補償金局案件番号), 30/la ka.57-58.

地図

Kwin Map No.555 (Paungyo Kwin), Ma-ubin District, Ma-ubin Township, Yelegale circle.

Kwin Map No.556 (Ngagyi Gayet Kwin), Ma-ubin District, Ma-ubin Township,

Yelegale circle.

Kwin Map No.754 (Ngagyigayet Kwin), Ma-ubin District, Ma-ubin Township,
Yelegale circle.

Kwin Map No.758 (Yeozin Kwin), Ma-ubin District, Ma-ubin Township,
Yelegale circle.

Kwin Map No.759 (Kalasu Kwin), Ma-ubin District, Ma-ubin Township,
Yelegale circle.

Kwin Map No.760 (Paungyo East Kwin), Ma-ubin District, Ma-ubin Township,
Yelegale circle.

2 政府報告書

Burma Gazetteer, Ma-Ubin District, Volume B, Rangoon, 1912, Notice to Second Edition.

Couper, Thomas, *Report of Inquiry into the Condition of Agricultural Tenants and Laborers*, Rangoon, 1927.

Government of India, Census, Burma Volume 1931.

Report of the Land and Agriculture Committee, Part II. Land Alienation, Rangoon, 1938.

Report on the Committee Appointed to Examine the Land Revenue System of Burma, Vol. I, Rangoon, 1922.

Report on The Settlement Operations in the Thongwa District, Season 1890-91, Rangoon, 1893.

Report on the Revision Settlement Operations in the Ma-Ubin, Myaungmya and Pyapon Districts, season 1905-06, Rangoon, 1907.

Report on the Second Revision Settlement of the Ma-ubin District of Lower Burma, Season 1925-28, Rangoon, 1928.

Survey Manual for Land Records Office, Rangoon, 1906.

3 二次文献

外国

Adas, Michael, *The Burma Delta: Economic Development and Social Change on an Asia Rice Frontier*, 1852-1941, University of Wisconsin press, Michigan, 1974.

Cheng Siok Hwa, *The Rice Industry of Burma: 1852-1940*, Kuala Lumpur, 1968.

イギリス植民地期の下ビルマ・デルタ地帯における土地所有者

Furnivall, J. S., *An Introduction to the Political Economy of Burma*, Rangoon 1957(3rd ed.).

Maung Tin, *Myanma le ya myei sannit* (ミャンマー農地制度), Yangon, 1966.

Ministry of Agriculture and Irrigation, *Sait pyo yei maha simankein*, 2000/01 hma 2030/31 ati (農業計画2001年～2030年), Yangon 2000.

Myanma sosherit ranzin pati patisiyounyei bahokomiti tanakyout(ミャンマー社会主義計画党中央委員会), *Myanma le ya myei thamain* (ミャンマー土地制度史), Yangon 1962.

国内

伊東利勝「下ビルマの開発と移民－上ビルマからの移民をめぐって－」『社会経済史学』47-4, 1981年。

桐生稔「ビルマ社会主義とその変容過程」大野徹, 桐生稔, 斎藤照子共著『ビルマその社会と価値観』現代アジア出版会, 1975年。

高橋昭雄「植民地統治下の「工業的農業」の展開－ファーニバル説の再検討－」『アジア経済』XXVI-11, 1985.11。

高谷好一『東南アジアの自然と土地利用』勁草書房, 1985年。

斎藤照子「ビルマにおける米輸出経済の発展」『岩波講座 東南アジア史 6』岩波書店, 2001年。

斎藤照子書評論文「マイケル・アダス著『ビルマ・デルターアジアの米作フロンティアにおける経済発展と社会変動, 1852-1941年-』」『アジア経済』15(11), 1974年。

倉沢愛子「米穀問題に見る占領期の東南アジア－ビルマ, マラヤの事例を中心に」倉沢愛子編『東南アジア史の中の日本占領』早稲田大学出版, 2001年。

竹村正子「下ビルマ・デルタ地方における農民負債と土地集中－1920～30年代を中心に－」『アジア経済』17-10, 1976年。